

70th Anniversary



島根県社会福祉協議会 10年小史

2012
|
2022

未来への想いを込め、
この10年を振り返る



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

— 使命・経営理念 —

使命

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

「人・そだて」

福祉に関わる人材・団体の育成や、地域における子育て支援などの人材育成のイメージを表現

「人・ともに」

住民同士のつながり（共助）、住民と施設・団体、団体同士のつながり（協働）など人に関わるネットワークイメージを表現

「人・くらす」

人と人が支え合いながら地域で安心して暮らし続ける地域福祉のイメージを表現

「わが」

地域への愛着を表す

「島根(まち)」

「島根」をあえて「まち」と呼ぶ。県社協のフィールドは県全体であり、県全体をひとつの「まち」と捉える。常に県全体を見渡した視野の広い活動を行うことを表す

「づくり」

島根の福祉に必要なものをつくりだしていく、そして地域に普及・定着していく創造的・先導的な姿勢を表す

「人」「人」「人」・・・一人ひとりの尊厳を重んじる姿勢を表現

経営理念

私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合って心豊かに暮らすことのできる島根づくりに貢献します。

私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・団体との連携・協働を進めます。

私たちは、常に豊かな想像力と自主性をもって先駆的事業の開発に挑戦します。

私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。

私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。

私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足されるよう、日々自らの人格を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。

島根県社会福祉協議会について

島根県社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、昭和25年という戦後の混乱期に福祉関係者の熱い思いのもと任意団体として設立され、2年後の昭和27年5月に社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づく社会福祉法人の認可を受けました。

本会は「県域で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法規定された民間非営利団体ですが、地域住民や地域の社会福祉関係者の参加と協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持っています。

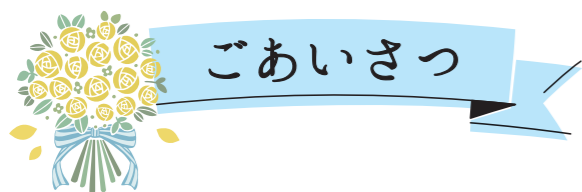
本会では、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)と連携しながら、自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」や、福祉サービスに関する苦情相談を受け付け、中立的な立場から問題解決を図る「運営適正化委員会」によりサービス事業者の適正な事業運営とサービス利用者の支援を行っています。

また、経済的な支援を必要な方々に必要な資金を低利で貸し付ける「生活福祉資金」をはじめとする各種貸付制度の実施、福祉分野の職業紹介や従事者への研修などを実施する「福祉人材センター事業」を行っています。

さらに、市町村社協のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興や福祉教育の推進、地域活動の担い手育成を目的とする「くにびき学園」の運営、災害時には被災地の市町村社協における災害ボランティアセンターの立ち上げや運営支援などの「災害福祉支援活動」による被災者の方々の生活再建・復興などにも取り組んでいます。

これらの事業活動を地域住民、関係機関・団体、福祉サービス事業者、NPO団体やボランティアの方々等との連携・協働によりすすめ、地域生活課題の解決を図りながら福祉のわが島根づくりを目指しています。





ごあいさつ

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
会長 小林 淳一



本会は、昭和27年5月8日に「社会福祉法人島根県社会福祉協議会」として誕生して以来、本年で創立70周年を迎えました。これもひとえに、本県の地域福祉の発展にご尽力いただきました関係各方面の皆様からのご支援・ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

本誌は、「島根県社会福祉協議会10年小史(2012～2022)」と題し、平成24年度から令和3年度までの10年間を振り返りながら、今後の更なる発展を誓うために発刊するものです。

この10年間においては、改正社会福祉法による社会福祉法人のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上や地域における公益的な取り組みの責務化などの社会福祉法人制度の改革が進められてきました。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応を念頭とする地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携が進められ、さらに、高齢者人口がピークを迎え現役世代が急減していく2040年問題を見据え、「地域共生社会の実現」を目指し、市町村での包括的な支援体制構築を図るための施策も本格化してきています。

本会では、こうした施策動向を踏まえ、平成

27年10月、10年後本会が目指すべき姿として『「ふくし立国しまね」の創造』を長期ビジョンに掲げ、その実現に向けた取り組みを着実に進めているところです。

そして、平成23年の東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨をはじめ、県内外で大規模な災害が頻発しています。本会は、被災された方々の生活復興・再建を支援するため、市町村社協、社会福祉法人・施設、ボランティアの皆様等と連携した各種の支援活動を行いながら「支え合う地域づくり」に寄与してまいりました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、仕事を失い日々の生活に困窮する世帯を支援する「生活福祉資金の特例貸付」や新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設への介護職員等の派遣調整等も行いながら「新たなつながり」の構築に努めております。

創設70周年を契機として、本会はこれまでの実績を踏まえながら、島根県の地域福祉の推進に一致団結しながら更に邁進してまいりたいと存じますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



祝辞

島根県知事
丸山 達也



このたび、島根県社会福祉協議会の創立70周年を記念して、「島根県社会福祉協議会創立70周年記念史」が発刊されますことを、心からお祝い申し上げます。

島根県社会福祉協議会は、昭和27年の設立以来今日まで、70年間の長きにわたり福祉活動の中核機関としてそれぞれの時代に応じた活動を展開され、県民福祉の増進に尽力してこられました。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や、それに伴う経済活動の停滞、物価の高騰をはじめ、この10年間は度重なる大規模な自然災害、また世界中で後を絶たない紛争等、世界規模で大きな変革が起きた激動の時代でありました。国内経済も厳しい状況が続いており、個人消費の落ち込みや家計への負担増等が懸念されています。また地域に目を向けてみますと、少子高齢化が急速に進み、生活意識も多様化する中、相互扶助の機能低下等、新たな課題も顕著になってきました。

こうした中、島根県社会福祉協議会は、地域住民の皆様に対する経済的支援や生活支援をはじめ、支え合いの地域づくりに向けた取組や、福祉の専門性を高めるための人材養成、更に社会福祉事業の経営に関する指導等に努めてこられまし

た。昨今は、災害時における福祉支援活動の基盤強化にも力を入れておられます。

また、市町村社会福祉協議会と連携し、福祉諸制度の充実に向け積極的な活動を展開されており、皆様のこうした献身的な取組に厚くお礼申し上げます。

島根県としましても、県民一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、各種施策を積極的に推進し、地域福祉の充実に取り組んでまいります。

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」に位置づけられており、目的や思いを同じくする島根県社会福祉協議会と島根県との連携は、今後より一層重要になるものと考えております。島根県社会福祉協議会の皆様には、引き続き県の施策に対するご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、島根県社会福祉協議会が本県の地域福祉の推進役として、また、これまで蓄積された豊富な実績と指導力を生かした民間福祉団体の牽引役として、ますます発展されることを祈念し、お祝いの言葉といたします。

Contents

使命・経営理念

島根県社会福祉協議会について

挨拶 島根県社会福祉協議会 会長 小林 淳一

祝辞 島根県知事 丸山 達也

第1章 島根県社協の10年（平成24年度～令和3年度）

>平成24年度	2
>平成25年度	4
>平成26年度	6
>平成27年度	8
>平成28年度	10
>平成29年度	12
>平成30年度	14
>令和元年度	16
>令和2年度	18
>令和3年度	20

第2章 特集

Part1. ふくし立国しまねの創造	24
Part2. 災害福祉支援	30

第3章 市町村社協の活動

>松江市	40
>浜田市	40
>出雲市	41
>益田市	41
>大田市	42
>安来市	42
>江津市	43
>雲南市	43
>奥出雲町	44
>飯南町	44
>川本町	45
>美郷町	45
>邑南町	46
>津和野町	46
>吉賀町	47
>海士町	47
>西ノ島町	48
>知夫村	48
>隠岐の島町	49

第4章 10年後に向かって 52

資料

編集後記

第1章

島根県社協の10年 （平成24年度～令和3年度）

平成24年度から令和3年度までの10年間は、社会福祉法人のガバナンス強化や地域における公益的な取り組みの責務化、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の推進など社会福祉の施策や取り巻く状況は大きく変化してきました。

第1章では、社会環境の変化に対応し、地域福祉推進の中核組織として想像力と自主性をもって先駆的に事業の開発・実施に取り組んできた10年を振り返ります。

● 県社協の動き ● 全国的な動き

概要

長引く経済の低迷による生活困窮や社会的孤立などへの生活課題への対応を強化する必要があることから、「第2期中期経営計画」や「しまね流『社協・生活支援活動強化方針』実践プラン」を策定し、中期的な視点に立った活動展開を図ってことにしました。また、東日本大震災の被災地に「島根県災害ボランティア隊」を継続的に派遣したほか、県内での大規模災害を想定した福祉救援体制の検討にも着手しました。

★ 第2期中期経営計画スタート

★ フードバンク立ち上げ支援

● 「島根県災害ボランティアバンク」の設置

関連記事 P30

● 全社協「社協・生活支援活動強化方針」策定
● 障害者虐待防止法施行

★ 「入居保証制度」の創設

● 「市町村社会福祉協議会の災害時における対応マニュアル作成指針」の改訂

★ 「しまね流『社協・生活支援活動強化方針』実践プラン」の策定

Pick up

★ 第2期中期経営計画スタート【4月】

本会の使命と経営理念を実現するために、平成24年度から平成26年度までの3か年の本会事業、組織、財務に関し、5つの重点テーマを掲げ、「絆」の再生と「社会的包摂」の実現を目指しました。

1. 大規模災害を見据えた防災・減災活動の総合的な推進
2. 地域住民・施設・団体・社協の力を結集した「協働」による地域福祉の総合的な推進
3. 県域・市町村域における包括的なセーフティネット機能の強化
4. 福祉サービスの確保と質の向上
5. 計画を実現するための組織基盤の更なる強化



Pick up

★ フードバンク事業の開始【6月】

リーマンショックの影響により経済状況の低迷が長引く中で、相談支援機関には「今日明日食べる物が無い」という窮迫した生活困窮の相談が多く寄せられていました。このことを受け、先進的にフードバンク活動に取り組む団体を視察しながら試行的にフードバンク活動を始めるとともに、県内初となる「フードバンク推進フォーラム」を開催しました。

島根県パーソナル・サポート・センター(PSC)
新規登録者とフードバンク利用状況

月別	新規登録者	フードバンク利用者数	延べ利用者数	他機関から要請件数	フードバンク支援割合	
平成24年度	6月	9	1	1	0	11.1%
	7月	11	4	4	1	36.4%
	8月	10	1	5	2	10.0%
	9月	6	3	5	0	50.0%
	10月	4	2	5	0	50.0%
	11月	9	3	9	2	33.3%
	12月	9	2	5	2	22.2%
	1月	6	1	3	0	16.7%
	2月	6	3	5	0	50.0%
	3月	5	3	5	0	60.0%
小計	75	23	47	7	30.7%	

*島根県パーソナル・サポート・センター(平成23年4月設置)…国のモデル事業として、生活上の困難を抱える方への個別的・継続的・包括的な支援を実施。社協単独運営は全国で本会のみだった。



フードバンク推進フォーラム

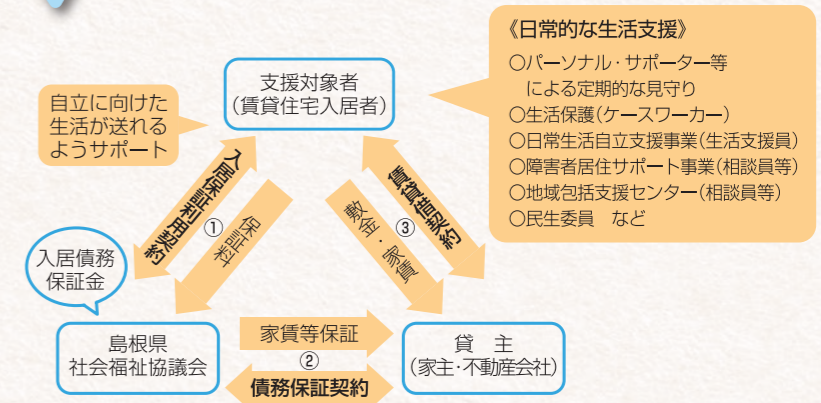
Pick up

★ 入居保証制度の創設【11月】

経済的に困窮している人や社会的に孤立している人の中には、保証人が確保できないことから賃貸住宅に入居できない人がいます。住まいの確保を支援するために、「入居保証プロジェクトチーム」を立ち上げ、「入居債務保証支援モデル事業実施要項」を制定し、民間賃貸住宅への入居を希望する人の支援を開始しました。

パーソナル・サポート・センター利用登録者における
初回相談時住居のない者の数

	相談者数 (実人数)	初回相談時 住居なしの人数
平成23年度	110	7
平成24年度	94	32
平成25年度	64	43
合計	268	82



Pick up

★ 「しまね流『社協・生活支援活動強化方針』実践プラン」の策定【3月】

平成24年10月に全社協から示された「社協・生活支援活動強化方針」をベースとして、本県の地域特性や各市町村社協の現状と課題、本会の経営方針等を踏まえた「あらゆる生活課題への対応」「相談支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながり再構築」「行政とのパートナーシップ」を柱とした実践プランを策定し、着実な実践を図ることとしました。



● 県社協の動き ● 全国的な動き

概要

平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行を見据え、「しまね流『社協・生活支援活動強化方針』実践プラン」の推進やフードバンクなど、生活困窮者支援対策の充実を図りました。

7月と8月に県西部で発生した豪雨災害では、市町村社協や社会福祉法人等の積極的な協力を得ながら、被災地社協で展開された災害ボランティアセンターの運営支援にあたりました。

★「保育士・保育所支援センター」事業開始

●「保育士修学資金貸付事業」の開始

7～9月
島根県西部豪雨災害における被災地支援活動の実施

関連記事 P34

★くにびき学園東部校において「同窓ネットワーク」の設立

●改正生活保護法成立
●社会保障制度改革プログラム法施行

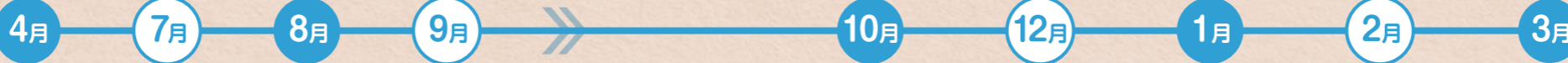
★「県内社会福祉法人の連携推進を考える懇談会」の開催

●子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
●障害者権利条約批准

●島根県立大学と「災害ボランティアに関する協定」の締結

関連記事 P32

★小学校高学年向けの「あいサポート研修教材」の作成



Pick up

★保育士資格を活かしませんか。保育士向け支援センターの開設【4月】

保育所の待機児童解消が長年の課題とされていたことから、保育士確保を目的とした「島根県保育士・保育所支援センター」を開設しました。保育士再就職コーディネーターを県東部・西部に各1名配置し、潜在保育士を中心に保育士資格所有者(取得見込者含む)の就職支援や就職に係るイベントを実施しました。



Pick up

★社会福祉法人の連携推進 方策の検討に着手【1月】

国において社会福祉法人の在り方に関する検討が進められる中、県内の主要な福祉事業者団体の代表者が集まり、「県内社会福祉法人の連携推進を考える懇談会」を開催。社会福祉法人を取り巻く情勢や中長期的な展望を共有し、地域を支える社会福祉法人の役割や法人間連携・協働の在り方等についての意見交換を行いました。



Pick up

★くにびき学園東部校「同窓ネットワーク」の設立【10月】

くにびき学園東部校卒業生のグループ間の連携を図り、高齢者の知識や技術、仲間同士の連携を活かして地域づくりを推進するため、卒業生が発起人となって、「同窓ネットワーク」が10月23日に設立されました。



Pick up

★小学校高学年向けの「あいサポート研修教材」の作成【3月】

あいサポート運動への子どもたちの参加を促進するため、小学校高学年向けの研修教材を作成しました。この教材は、障がいへの理解と共に生きるための実践方法を学習して、身近な地域での福祉活動に繋がるように構成されています。市町村社協では、主に小学校で実施するあいサポーター研修のツールとして広く活用しています。



● 県社協の動き

● 全国的な動き

概要

「第2期中期経営計画」の最終年であり、この計画の評価・検証を行うとともに、本県を取り巻く情勢を踏まえ、「「ふくし立国しまね」の創造」を長期ビジョンとした「第3期中期計画」を策定しました。

また、民間企業とコラボした障がい者アート活動支援や島根大学との協定締結など福祉以外の異業種との連携を積極に行ったほか、本会事業を幅広い年代層に知ってもらうため、SNS(Facebook)による情報発信もはじめました。

- ★ 「地域若者サポートステーション事業」の開始
- ★ ビーチサンダルデザインコンテストプロジェクトの開始
- 「市町村社協訪問員配置モデル事業」の実施
- くにびき学園のカリキュラム再編
- 消費税5%から8%に
- ★ 「保育の就職支援プロジェクト(HUG! くおプロジェクト)会議」を設置

4月

6月

- ★ 「島根大学と県社協との連携協力に関する協定」の締結

● 子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定

● 本会基金の総称を「四つ葉のクローバーファンド」に決定

● Facebookによる情報発信の開始

● 「あいサポートメッセンジャースキルアップ研修」の実施

7月

8月

12月

1月

Pick up

★ 「地域若者サポートステーション事業」の開始【4月】

厚生労働省と島根県から「地域若者サポートステーション事業」を受託し、東部と西部に「地域若者サポートステーション」を設置しました。

若年無業者等に対して、キャリア形成支援のための相談、心理カウンセリング、コミュニケーションカアップセミナーや就労セミナーなどの若者キャリア開発プログラムの実施、ジョブトレーニング等職業的自立に向けた相談から基礎的訓練まで包括的な支援を提供することにより、若年無業者等の職業的自立の促進を図りました。



Pick up

★ 「HUG! くおプロジェクト」始動!!【6月】

本県の保育所待機児童数ゼロを目指し、保育士の確保を一層すすめていくため、保育士養成校や就職支援機関、行政等で構成するプロジェクト会議を設置しました。「採用」「啓発教育」等について検討を重ね、保育の魅力を伝える保育体験の手引き作成、働きやすい職場づくりの紹介のほか、新人保育士の定着に向けた事業を開発しました。また、保育士届出制度の実用化に向けて協議しました。



Pick up

★ ビーチサンダルデザインコンテストプロジェクトの開始【4月】

障がい者アートの社会的・美術的価値の向上と、その作品を活用した商品化の実現を目指し、しまね海洋館アクアスとビーチサンダル専門店TSUKUMOとの協働により「ビーチサンダルデザインコンテストプロジェクト」を実施しました。県内の障がいのある方々がアクアスの生きものを題材にした作品を創作し、来館者投票で上位入賞した作品をオリジナルビーチサンダルとして商品化しました。



Pick up

★ 島根大学との包括協定の締結【7月】

大規模災害に際して「県災害ボランティア隊」への学生派遣や、県内の社会福祉施設での学生の実習の受け入れなどで連携してきた島根大学との協力体制をさらに充実させるため、「安全・安心な暮らしができる地域社会への貢献」「地域住民との交流を通じ、地域社会に貢献できる学生の人材育成」を目的とする包括協定を締結しました。翌年から、職員を教養育成科目「ボランティアと障がい者支援」の講師として派遣しています。



● 県社協の動き

● 全国的な動き

概要

平成27年度からスタートした生活困窮者自立相談支援事業などを実施する市町村社協等への支援や、地域包括ケア(新しい総合事業等)を推進するための「新たな支え合いファンド」助成金の創設、福祉・介護・保育を担う人材の確保・定着支援の充実強化、また「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」発足などに重点的に取り組みました。

● 第3期中期計画スタート 関連記事 P26

● 「生活困窮者就労・社会参加支援体制整備推進事業」の開始

● 島根大学との協定に基づくボランティア講座の開講

● 子ども・子育て支援法施行

● 生活困窮者自立支援法施行

● 「しまね災害福祉広域支援ネットワーク(しまねDCAT)」の設置(現在は DWAT) 関連記事 P31

● 「施設・社協・地域連携推進会議」の設置

● 「子育て・子育て拠点づくりモデル事業」の開始

● 「しまね流福祉教育推進指針」の策定

● 「福祉学習プログラム」の作成

● 改正社会福祉法成立(社会福祉法人制度改革)

Pick up

★「第3期中期計画スタート」【4月】

本会の使命、経営理念を具体化する10年後の目標として『「ふくし立国しまね」の創造』を長期ビジョンに掲げ、そのファーストステップとなる平成27年度から平成29年度までの3年間で取り組む4つの重点テーマによる各事業を実施しました。

1. 「しまね流ふくし」の推進に向けた新たな支え合いの基盤づくり
2. 誰もが社会の中でいきいきと活躍できる共生社会の実現
3. 県域・市町村域における包括的なセーフティネット機能の強化
4. 福祉サービスの確保と質の向上



Pick up

★「子育て・子育て拠点づくりモデル事業」の開始【1月】

地域の様々な担い手が参画し、地域全体で子育て・子育てを支える拠点づくりの取り組みが県内各地域で展開されるよう、モデル実践を通じて、その立ち上げや推進手順を明らかにしました。初年度は、松江市法吉地区において子育て・子育て支援のプラットフォームを構築し、子育て家庭の家族の居場所、相談及び情報発信機能を有する活動拠点を立ち上げました。



ほっき寺子屋 学習支援の様子

Pick up

★「生活困窮者就労・社会参加支援体制整備推進事業」の開始【4月】

生活困窮者自立支援制度の創設に対応するため、就労支援に必要な認定就労訓練事業所の開拓や、職場体験・見学の場の開拓を自立相談支援機関と協働で行いました。その結果、認定就労訓練事業所として10事業所、職場体験・見学先として36事業所にご協力いただきました。

生活困窮者自立支援制度(実施主体:市町村) 事業実施は、生活に不安や心配のある方を対象に、関係機関と連携して様々な課題の解決を行います。

職場見学・体験の受け入れについて

主な対象者として、現在生活保護を受給していないが、生活保護に受給する可能性がある方で、自立が図られる方となっております。

※一部の職場見学・体験では、支援対象者の就労意向や向上の動機づけや、職場の雰囲気・仕事の内容の理解や自己満足した仕事などの確認を行うことを目的としています。

職場見学・体験までの流れ	期 間	1~2日(約)
① 利用者の相談支援	時 間	2~3時間(約)
② 希望する職場体験先事業所に申し込み(利用者の状況等説明)	内 容	受入事業所が就業要約の一部の職場体験
③ 事業所の事前見学・説明・対応(貸し入れ等・施設・設備・業務内容等について)	その他	職場見学・体験についての就業要約等は、本人が記入します
④ 職場体験の実施(利用者・職場)		



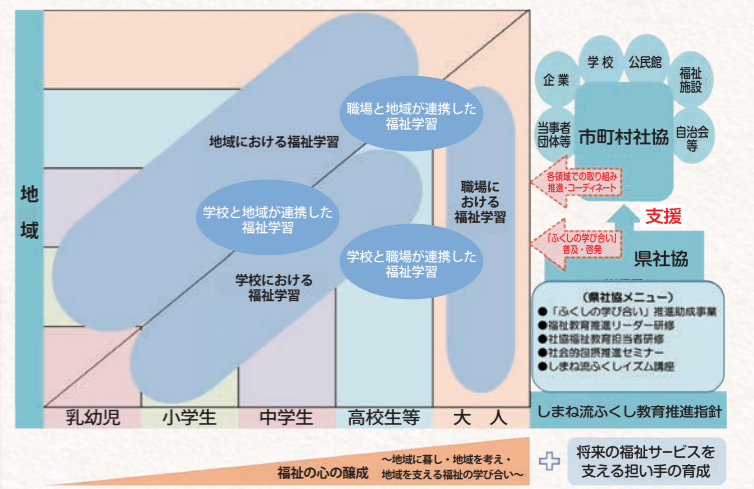
Pick up

★「しまね流福祉教育推進指針」の策定【3月】

地域を基盤に県民一人ひとりのライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」の推進と、地域の福祉サービスを支える将来の担い手養成につながることをねらいとした指針を策定しました。また、各地域において市町村社協が中心となって福祉教育事業・活動を企画・実践していくため「福祉学習プログラム」を作成し、共有しました。



ライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」の全体図



● 県社協の動き

● 全国的な動き

概要

社会福祉法人制度改革による「地域における公益的な取り組み」を推進するため、社協を核とした市町村域の社会福祉法人連絡会の設置を支援しました。

また、4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震では、中国ブロック管内社協と連携しながら被災地の災害ボランティアセンターの運営を支援したほか、「鳥根県災害ボランティア隊」の編成・派遣などを展開しました。

- ★「新たな支え合いファンド助成事業」の開始
- ★「保育所におけるエルダー制度普及推進モデル事業」の開始
- 介護福祉士・保育士の再就職準備金の貸付開始
- 障害者差別解消法施行
- 改正障害者雇用促進法施行

関連記事 P34

4～5月 熊本地震における被災地支援活動の実施

- ★くにびき学園西部校において「同窓ネットワーク」の設立
- 成年後見制度利用促進法施行

● ニッポン一億総活躍プラン閣議決定

★「食」を通じた子どもと家族の居場所「なないろ食堂」の開設支援

関連記事 P34

10月 鳥取県中部地震における被災地支援活動の実施

● 成年後見制度利用促進基本計画閣議決定

4月

5月

6月

8月

10月

3月

Pick up

★「新たな支え合いファンド助成事業」の開始【4月】

地域生活課題の解決を図るため、住民による生活支援サービス活動団体の立ち上げや活動の拡充を支援する助成事業を開始しました。本助成により県内各地に16団体が立ち上がり、活動を通じた高齢者の社会的役割の創出や活力ある地域社会づくりに繋がりました。



助成事業の審査会

助成先の活動の様子

Pick up

★身近で気軽な相談役「エルダー」の取り組み開始【4月】

入職後3年以内の保育士の離職割合が高い状況にあったことから、新人職員に先輩職員(エルダー)が1対1で寄り添いながら、仕事や人間関係の悩みなどを受け止め、精神的な支援を行うことで職場への定着を図る「エルダー制度」を普及するためのモデル事業を実施し、その成果を踏まえながら制度の定着に向けた検証を行いました。



Pick up

★くにびき学園西部校「同窓ネットワーク」の設立【5月】

平成25年度の東部校「同窓ネットワーク」につづき、卒業生の協議により、西部校「同窓ネットワーク」を5月25日に設立しました。その後、卒業生である会員の呼びかけで会員増強を図っています。また、活動拠点はいわみーる内に設置しました。



Pick up

★「食」を通じた子どもと家族の居場所「なないろ食堂」の開設支援【8月】

「子どもの相対的貧困率16.3%」など「子どもの貧困」がクローズアップされる中、地域住民をはじめ関係機関・団体をメンバーとして、子どもへの食事提供・学習支援・世代間交流などを行う「なないろ食堂」の開設を支援しました。(前年スタートの「地域が一体となった子育て・子育て拠点づくりモデル事業」のひとつ。)



● 県社協の動き

● 全国的な動き

概要

社協職員研修のあり方の検討、生活支援コーディネーター養成研修、地域における権利擁護体制づくりの検討、福祉の仕事入門的研修などに新たに取り組ましました。

4月の島根県西部地震、7月の豪雨災害では、被災地社協により災害ボランティアセンターが立ち上げられ、県内市町村社協・中国ブロック管内社協と連携して運営支援を展開したほか、「島根県災害ボランティア隊」の編成・派遣も行いました。

4月

6月

7月

11月

12月

3月

★ 第4期中期計画スタート

関連記事 P27

★ 「福祉・介護分野におけるエルダー制度普及推進モデル事業」の開始

関連記事 P35

4～7月

島根県西部地震(大田市)における被災地支援活動の実施

★ 「生活支援コーディネーター活動支援研修事業」の開始

★ 「くにびき学園見直し検討会」の設置

● 改正生活困窮者自立支援法施行

● 働き方改革関連法成立(翌年4月施行)

7～8月 平成30年7月豪雨における被災地支援活動の実施

関連記事 P35

● 大規模災害にかかる緊急小口資金特例貸付(3件)

関連記事 P32

● 日本青年会議所島根ブロック協議会と「災害ボランティアに関する協定」の締結

● 「社協職員研修あり方検討会」の設置

● 「地域における権利擁護体制づくり推進事業検討委員会」の設置

Pick up

★ 第4期中期計画スタート【4月】

本会の第4期中期計画スタートの年です。長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」に向けたセカンドステップとなる本計画では、令和2年度までの3年間に取り組む事業として、4つの重点テーマを掲げ、各重点項目に関する様々な事業を展開しました。

1. 住民主体の地域福祉の推進
2. 包括的な支援体制の充実・強化
3. 福祉人材の確保・育成・定着の推進
4. 災害発生に備えた被災者支援活動の推進



Pick up

★ 「生活支援コーディネーター活動支援研修事業」の開始【6月】

生活支援コーディネーターは、地域の様々な生活・福祉課題、資源を把握し、地域に必要な資源開発や活動主体の組織化、既存の地域福祉活動団体の活性化など、地域に対する働きかけや支援を行います。

「地域包括ケアシステム」の構築が進められる中、住民と地域とのつながりを創る橋渡し役である生活支援コーディネーターの養成を開始しました。



Pick up

★ 新人職員の早期離職を防止！介護エルダー【4月】

介護職員の早期離職が課題となる中、新人職員を精神面で支援し、離職を防ぐ取り組みとして、介護事業所団体の協力を得てエルダー制度のモデル事業を実施しました。「いつでも・何でも・気軽に」相談できるエルダー職員を養成するため、研修やエルダー同士の課題共有、対人援助の専門職である支援員のフォローアップ等を実施し、成果を検証のうえ、次年度からの事業化につなげました。



Pick up

★ 「くにびき学園」の見直し【6月】

今日的な時代の要請や地域のニーズ等に応えた「くにびき学園」の役割の再認識及び今後の再構築の方向性を検討するため、「見直し検討会」を設置し、報告書を取りまとめ、本会会長へ答申しました。また、本検討会の報告内容を踏まえた新たな学習プログラム等の骨子を検討する「実務検討会」を設置しました。

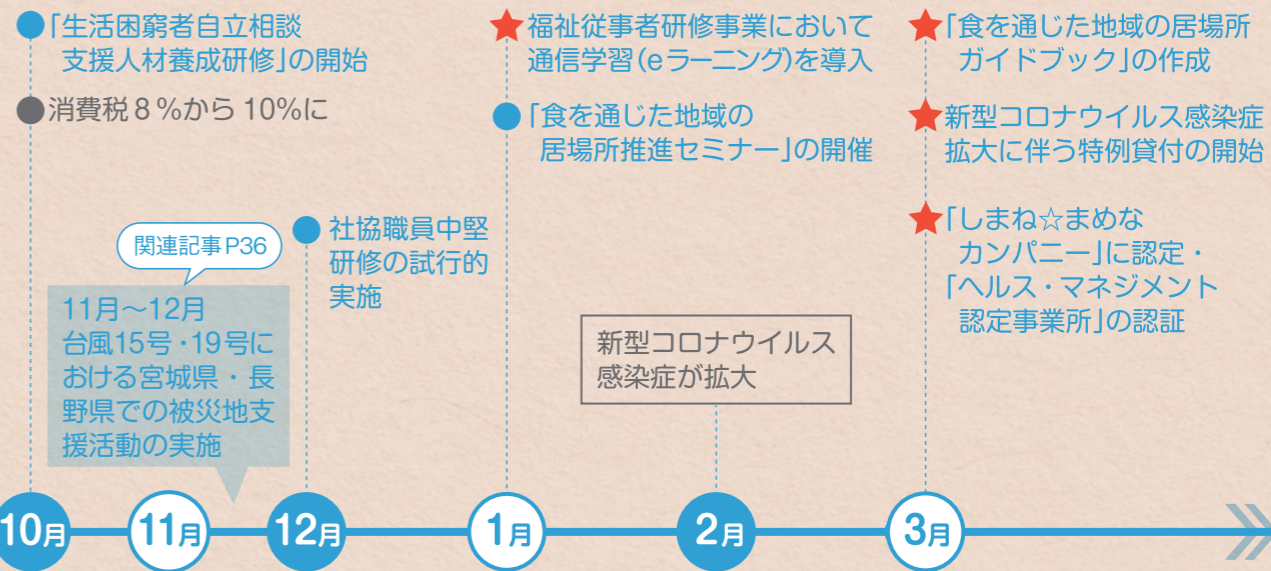
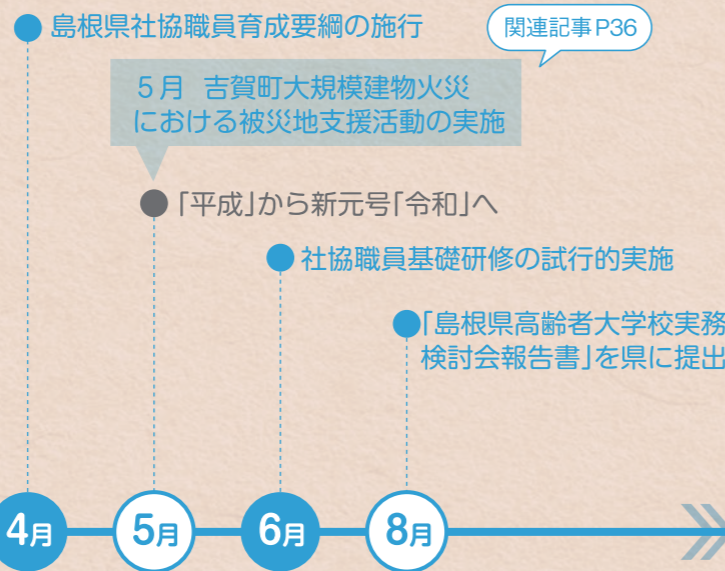


● 県社協の動き ● 全国的な動き

概要

リニューアルして開講する「くにびき学園」の学生募集を開始し、地域活動の担い手育成に向けた体制整備を図りました。また、本会福祉人材センターが行う福祉従事者研修における受講環境の効率化を図るため、通信学習制度(e-ラーニング)を一部導入しました。

東日本を中心に甚大な被害が発生した台風15号・19号災害では、丸森町災害ボランティアセンターへの中国ブロック管内社協職員の派遣調整や、長野市災害ボランティアセンターに「島根県災害ボランティア隊」を編成・派遣するなどの支援を行いました。



Pick up

★ 福祉従事者研修でのeラーニング導入【1月】

福祉サービス事業従事者研修において、職場や自宅に居ながら受講できる「通信学習(eラーニング)」を「介護支援専門員実務研修」と「介護支援専門員更新研修(実務未経験者)兼再研修」の一部で開始しました。受講者の都合の良い時間に受講でき、受講する際の移動時間や移動経費の削減にもつながっています。



Pick up

★ 「食を通じた地域の居場所ガイドブック」の作成【3月】

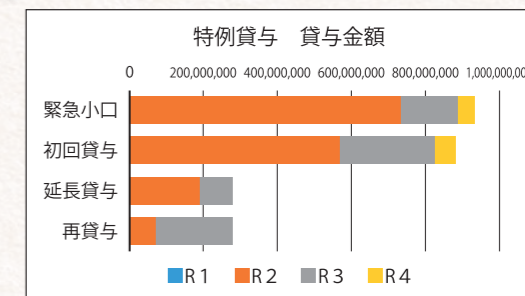
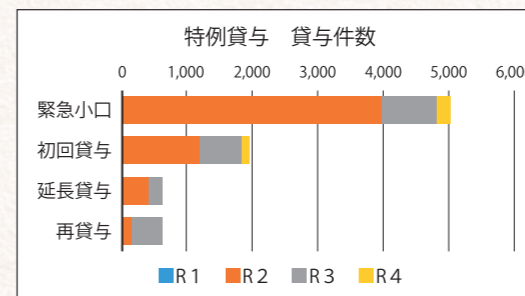
「子ども食堂」や「コミュニティカフェ」などの取り組みが県内でも広がる中、県内の優良活動実践事例や実際の運営方法を取りまとめたガイドブックを作成・配布しました。地域住民の孤立を防ぎ、住民同士の交流を深めるために地域住民が主体となった「食を通じた地域の居場所づくり」の推進に務めました。



Pick up

★ 緊急小口資金等特例貸付【3月】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的または継続的に収入減少した世帯を対象とした特例貸付が始まりました。10数回に及ぶ制度変更や期間延長を繰り返しながら令和4年9月まで続き、延べ8,000件を超える貸付を行いました。



Pick up

★ しまね☆まめなカンパニー等の認定【3月】

「しまね☆まめなカンパニー」は、島根県が実施している職員の健康づくり・健康経営に取り組む事業所の認定制度で、「ヘルス・マネジメント認定事業所」は、全国健康保険協会が実施している健康経営の推進に取り組む事業所の認定制度のことで、これらの認定を受けることを通じ、職員が元気でいきいきと働くことができるよう様々な支援を行っています。



● 県社協の動き ● 全国的な動き

概要

新型コロナウイルス感染症の大流行による経済活動の縮小に伴い、失業や収入が減少した世帯が増加したため、生活福祉資金貸付制度による緊急小口貸付等の特例貸付が全国一斉に開始されました。

本会主催事業等においても延期・中止を余儀なくされたイベント・会議・研修会等もありましたが、リモート開催が可能な会議や研修会等は積極的に実施していくとともに、職員の在宅勤務(テレワーク)を導入するなど、環境整備を図りました。

● 4~5月 初めての新型コロナ緊急事態宣言

★ オンライン環境の整備

● 「保育士修学資金(家賃)貸付事業」の開始

● 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等改正(令和3年施行)

関連記事 P36

7月 令和2年7月豪雨災害における被災地支援活動の実施

4月

5月

6月

7月

● 「しまね DCAT」から「しまね DWAT」へ名称変更

★ 新たにくにびき学園の運営開始

関連記事 P32

● ライオンズクラブ国際協会 336-D 地区と「災害ボランティアに関する協定」の締結

★ 「くるみん」の認定

★ 「地域における権利擁護体制づくり推進事業報告書」の作成

8月

9月

12月

3月

Pick up

★ オンライン環境の整備【5月】

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に対応するため、本会主催の各種会議・研修等の開催方法について検討し、web機材の整備、Zoomライセンスの取得などにより、オンライン参加が可能な形を整えました。オンライン限定、対面とオンラインのハイブリッド型など、開催方法の多様化による事前準備の複雑化やweb独特のトラブルに戸惑いながらも、必要な研修・会議を継続する工夫をしました。



Pick up

★ 「くるみん」の認定【12月】

「くるみん」とは次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働省が実施している「子育てサポート企業」の認定制度です。一般事業主行動計画の策定等の認定基準を満たし、本会は県内18社目の「子育てサポート企業」としての認定を受けました。職員が仕事と子育てとの両立ができるよう、法人として様々な支援を行っています。



Pick up

★ 「新くにびき学園」スタート【9月】

平成元年に開校したくにびき学園は、社会や地域の中でのさまざまなつながりや活動を通じた生きがいづくりと仲間づくりの場「豊かな人生の学び舎」として、9月に生まれ変わりました。新たに地域推薦枠の設定や地域の関係機関と連携したカリキュラム編成、コーディネーターの配置などを行い、学びと地域をつなぐ仕組みを新たに導入しました。



現地学習の様子

Pick up

★ 地域における権利擁護体制づくりに向けて【3月】

県内外の社会福祉法人などの法人後見受任に関する取組等の視察報告や、県内の権利擁護に関する実態調査を基に検討委員会を組織し、約3年の月日をかけて報告書に取りまとめました。本会は報告書の内容を踏まえた社会福祉法人の潜在力を生かした権利擁護支援を推進しています。



● 県社協の動き

● 全国的な動き

概要

「オールしまね社協ブランディング検討会報告書」を取りまとめ、社協ブランドの確立と、その浸透・深化を図るための具体的な道筋を明らかにしました。また、新たに着手した「女性のつながりサポート相談事業」において、様々な生活不安を抱える女性を各種相談事業につなげる取り組みを市町村社協や県内相談機関、学校等と連携して進めました。

4月の松江市大規模火災、7月の豪雨災害では、被災地社協により災害ボランティアセンターが立ち上げられ、県内市町村社協と連携して運営支援を展開しました。

4月

7月

9月

2月

3月

- ★ 第5期中期計画スタート 関連記事 P28
- ★ 「子ども食堂サポート事業」の開始
- ★ 「地域共生社会創造助成事業」の創設 関連記事 P37

4～6月 松江市大規模火災の被災地支援活動の実施

7月 豪雨災害(出雲市・雲南市)における被災地支援活動の実施 関連記事 P37

● 「女性のつながりサポート相談事業」の開始

● 7・8月 東京オリンピック・パラリンピック開催

● 福祉従事者研修事業において研修受講サポートシステムを導入

● 「BCP 策定推進セミナー」の開催

● 「地域共生社会推進セミナー」の開催

★ 「成年後見制度移行検討ガイドライン」の作成 関連記事 P50

● 「オールしまね社協ブランディング検討会報告書」の作成

● 第二期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定

Pick up

★ 第5期中期計画スタート【4月】

本会の第5期中期計画スタートの年です。長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」に向けた最終ステップとなる本計画では、4つの重点テーマを掲げ、各テーマに沿った様々な事業を令和6年度まで実施します。

1. 「支え合う」地域づくりのに向けた支援
2. 包括的相談支援と社会参加の支援
3. 福祉人材の確保・育成・定着の推進
4. 災害時福祉支援活動の推進



Pick up

★ 「地域共生社会創造助成事業」の創設【4月】

地域からの孤立を防ぎ、人と人、人と社会がつながり支え合う島根づくりをめざすことを目的に、住民同士が会い参加することのできる場や居場所づくり、日常の支え合い活動などの新たな立ち上げや拡充を支援する助成事業を開始しました。



Pick up

★ 「子ども食堂サポート事業」の開始【4月】

少子化・核家族化の進展とともに子どもを中心に据えた地域づくりの重要性が指摘され、全国的に子ども食堂の取り組みが広がる中、全県的な子ども食堂の普及と活動の活性化・定着化に向けた取り組みを推進するため、コーディネーターを配置し、子ども食堂開設希望者等の支援を開始しました。



Pick up

★ 「成年後見制度移行検討ガイドライン」の作成【3月】

「日常生活自立支援事業から成年後見制度移行への判断基準がわからない」「行政との関係が取りにくい」などの市町村社協からの声を受け、弁護士、社会福祉士、社協職員を委員とする検討委員会を設置。ガイドラインを作成し、円滑な移行による切れ目のない支援を目指します。



10年の出来事をふりかえって

～ 編集委員の感想 ～

60周年記念誌でも「激動の10年」というイメージが語られていましたが、この10年はもっと激動だったように感じます。「包括」という言葉がないと今の福祉は語れないという世界になっていった。若い頃はそんなことはなかったな気がするなあ……。



常務理事
(10年前は県職員)



生活支援部・生活支援係
(10年前は高校生)

平成23年開設の「島根県パーソナルサポートセンター」に関連して、今も各市町村で続いているフードバンクの取り組みがあったり、入居保証制度などがあつたりと、県社協の取り組みがスタートになっているものがたくさんありました。編集過程で、部長や係長から当時の様子を聞くこともでき、入職前のことを知る良い機会になりました。

「事業名は知っているが、詳しい内容は知らない」という事柄の詳細や起源を知ることができました。頻発する災害への対応の一環として災害ボランティア基金が設立されるなど、お金の面でも社会の動きを反映して事業を実施してきたことがわかりました。毎年のように災害が発生するなか、その対応や備えなど、災害と社協の事業は切り離せないものだなと思いました。



総務企画部・総務経理係
(10年前は中学生)



地域福祉部・長寿社会振興係
(10年前は中学生)

災害支援、子育て支援、助成金、くにびき学園の見直しなど、変化や新規のものが盛りだくさんな10年だったなという印象です。記事になったのはごく一部ですが、しまねいきいきファンドの終了、あいサポートメッセージ累計1,000人突破など、案段階では内容や概要だけでもA3表裏2枚分。思い入れがあるからこそ、たくさん出てきたのかなと思いました。

今もある事業や、形を変えながら続く事業もありました。県社協なりに世の中の動きを解釈して、その時々で必要とされたことに一生懸命取り組んだ。そんな過去の蓄積が見えた気がします。コロナの前と後でいろんな事が変わりましたが、そんな中でも「人との繋がり」という大事なエッセンスを見失っていないということを感じました。



法人支援部・人材確保係
(10年前は新人)



総務企画部・企画スタッフ
(10年前は施設勤務)

時代のニーズに合わせた社協らしい取り組みに感心する一方、それらが活かされて広がりを見せたことと、現在も課題となっている事柄が見えます。担当業務から視野を広げ、長期ビジョンと中期計画、事業計画との繋がりを考え、「県社協としてなぜこれに取り組むのか」ということに意識を向けることが大事だと思いました。

第2章

特集

本会は長年にわたり、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合って心豊かに暮らすことのできる島根づくりをめざし、多様な事業活動を積み重ねてきました。

こうした活動は、国が進める「地域共生社会」の実現に連なるものであり、国連が示した「持続可能な開発目標(SDGs)」が目標とする“誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現”にもつながります。

第2章では、「地域共生社会」や「SDGs」の理念とも共通する『「ふくし立国しまね」の創造』と、「災害福祉支援活動」の10年間の実践について特集します。



「『ふくし立国しまね』の創造」への挑戦

～10年後(2025年)の本会が目指すべき姿～

従来から本会では、島根県における地域福祉推進の中核的団体として、県民の安心した生活の障壁となる地域生活課題の解決を図るための諸事業を展開してきました。

しかし、少子高齢化・人口減少が進む中においては、狭い意味での「福祉」にとらわれず、島根独自の新しい価値観やアイデア、しくみで「わが島根」を創生しなければならないという考えのもと、平成27年に長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」を掲げました。

「『ふくし立国しまね』の創造」を支える3つの柱

ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり

社会福祉協議会や社会福祉施設が中心となり、住民・福祉関係者・企業・行政等が連携し、地域の産業や雇用、生活を支える

誰もが社会の担い手となっていきたいと活躍できる島根づくり

日常生活の中でなんらかの支援や介助を必要とする人も、地域活動や労働など社会の担い手として活躍できる環境や仕組みを構築する

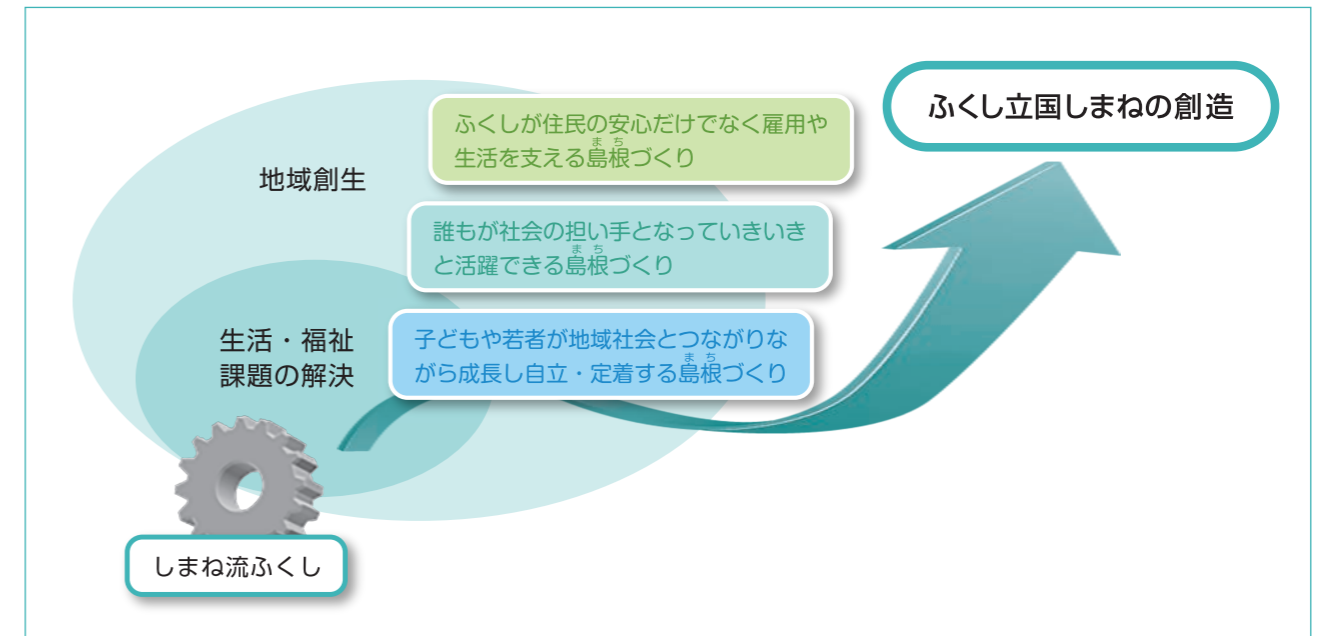
子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり

子どもや若者が地域活動やボランティア活動について学び体験する環境を整備し、「ふくし立国しまね」を創造できる人財を育成する

長期ビジョンでは、「地域の持続・発展に積極的に寄与する島根独自の福祉『しまね流ふくし』が、県民から広く合意され、各地域で実践されている社会」を10年後(2025年)の本県のあるべき姿としました。

本会が培ってきたノウハウを活かしながら、地域生活課題の解決とともに、産業・雇用、暮らし、県土整備、教育などあらゆる分野において「しまね流ふくし」をど真ん中に据えた島根づくりの展開に貢献することを目指します。

この長期ビジョンの目標は、その後平成28年に閣議決定された「ニッポン1億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」や令和2年に島根県が策定した「島根創生計画」の趣旨とも相通じるものがあります。



1. 「『ふくし立国しまね』の創造」に向けた中期計画

第1期及び第2期中期計画は、策定時を基点とした計画期間内に実施する事業を網羅する総合的な計画でしたが、第3期中期計画(平成27年度～29年度)からは長期ビジョンの実現に向けて、計画期間内に重点的に取り組む項目に絞込んだ計画としています。

各項目の「取り組みの方向性」、「到達目標」、「具体的な取り組み」等を明確にし、定期的実施する自己評価と外部評価を踏まえて必要な見直しや修正をしながら事業を実施しています。中期計画に記載のない事業や財務、組織については、毎年度策定する事業計画、予算編成の中で、具体的な取り組みを明らかにしています。



中期計画評価委員会

中期計画の位置づけ

本会の使命、経営理念

【平成21年3月制定】

人そだて 人とともに 人にくらす わが島根づくり

長期ビジョン

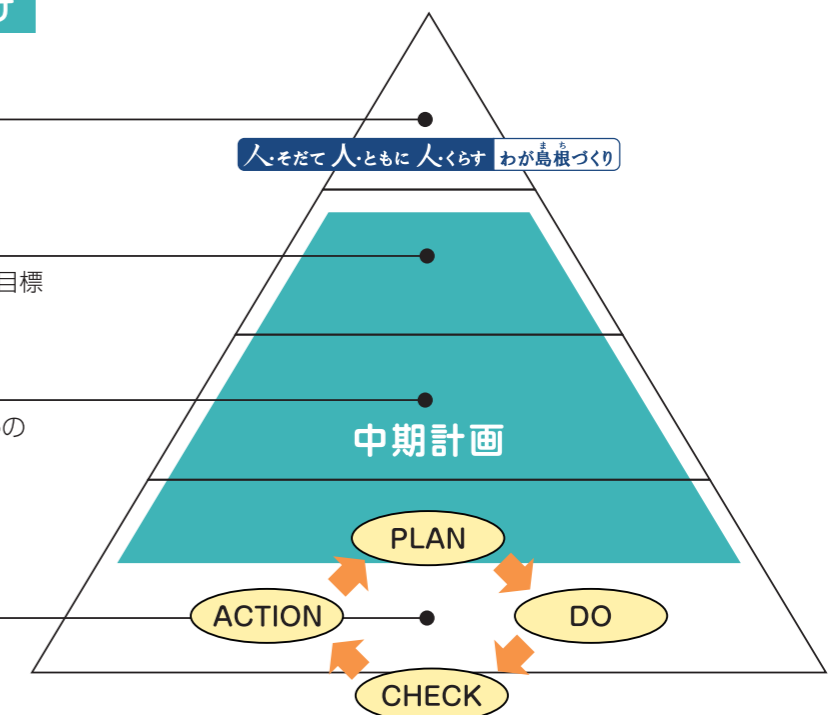
使命等を具体化する10年後の目標
「『ふくし立国しまね』の創造」

中期計画

長期ビジョンを具体化するための新規または拡充項目に関する3～4か年計画

年度事業計画

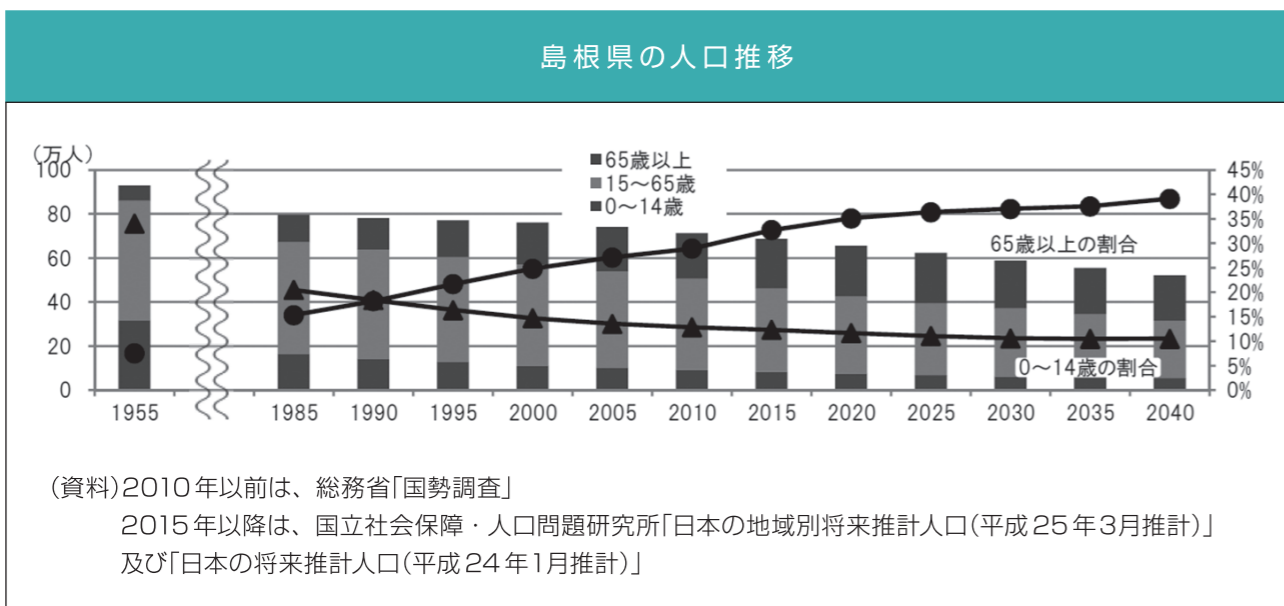
毎年度の予算の編成と執行



2. 第3期中期計画の取り組み(平成27年度～平成29年度)

(1) 計画策定の背景

平成26年に本県の人口は70万人を下回りました。国勢調査で最も人口が多かった昭和30年の93万人弱に比べて25%減少、総人口に占める65歳以上人口の割合は3割を超えています。全国に先がけて少子高齢化と人口減少がすすむ本県では、数多くの自治体において近い将来コミュニティの維持が困難となることが予測されるなど極めて深刻な状況となりました。



一方、本県は「お互い様」などの言葉で表現される地域の互助力や絆の強さなど、他県に誇れる豊かなソーシャルキャピタル(社会関係資本)があります。「わが島根」を今後とも持続継続させていくためには、目の前の困っている人に寄り添い手を差し伸べるという社会福祉の原点に立ち返り、福祉関係者が総力を結集して豊かな地域の力を活かすとともに、島根独自(しまね流)の新しい価値観やアイデア、しくみを導入しながら、幅広い分野の関係者との連携をより一層強化し、地域課題の解決に向けて取り組んでいかなければなりません。

こうした考えから、長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」のファーストステップとなる「第3期中期計画」では、行政機関、福祉関係団体・職能団体、福祉専門職養成施設、マスコミ等の関係者とのより一層の連携のもと、地域生活課題の解決に向けた事業展開を図ると同時に雇用創出や地域に新しい人の流れをつくるなど地域創生に積極的に寄与していくことを目指しました。

(2) 第3期中期計画の重点テーマ・重点項目

1. 「しまね流ふくし」の推進に向けた新たな支え合いの基盤づくり

- 重点項目1 地域が一体となった子育て・子育て支援の推進
- 重点項目2 社会福祉法人を核とした「ふくしで地域創生」の推進
- 重点項目3 ファンドを活用した新たな支え合いの推進

2. 誰もが社会の中でいきいきと活躍できる共生社会の実現

- 重点項目4 「ふくしの学び合い」の推進

3. 県域・市町村域における包括的なセーフティネット機能の強化

- 重点項目5 ふくしが支える地域安心生活保障の推進

4. 福祉サービスの確保と質の向上

- 重点項目6 福祉人材の確保・定着支援の推進

(3) 第3期中期計画の成果

① 政策と関連した地域福祉活動の展開

高齢者の生活支援サービスが市町村事業となり、介護保険制度の財源が活用できる制度設計となったことに伴い、住民によるサロン活動やボランティアによるサービス提供活動が活性化しました。また、社会福祉法人の地域公益活動も法定化されましたが、各地域で市町村社協を中心に社会福祉法人連絡会が結成されつつある状況となり、第3期中期計画はこれらを後押しするものとなりました。

② 社協による個別支援のための条件整備

平成27年から生活困窮者自立支援制度が始まったことは、社協業務にも大きな影響を与えました。第3期中期計画でも生活困窮者等への住居支援や中間的就労の立ち上げ支援が行われ、福祉分野以外との連携を図る幅広いソーシャルワーク実践を後押しするものとなりました。

③ 福祉人材の確保と定着

全国的にも介護・保育人材確保は課題であり、一県の取り組みだけでは根本的な解消は難しい問題です。しかし、そのような中において、保育エルダー制度といった本会独自の取り組みの開始や研修事業の充実、事業者ニーズの把握等の進展が図られました。県内の関係者が働きやすい環境を模索する活動を現場レベルで継続してきたことは、第3期中期計画の成果と言えます。

3. 第4期中期計画の取り組み(平成30年度～令和2年度)

(1) 計画策定の背景

国においては、今後の福祉改革の基本コンセプトに「『我が事・丸ごと』の地域共生社会の実現」を位置付け、社会福祉法の改正をはじめとする制度改革が進みつつありました。この「地域共生社会」の理念は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」とされています。

国の「地域共生社会の実現」の理念からも、本会の長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」を目指した第3期計画からの取り組みの方向性は正しかったことを確信し、長期ビジョン実現に向けたセカンドステップとなる3か年の「第4期中期計画」による諸事業を実施しました。

(2) 第4期中期計画の重点テーマ・重点項目

1. 住民主体の地域福祉の推進

- 重点項目1 住民主体の地域福祉を推進する基盤の強化
- 重点項目2 住民主体の支え合い活動の推進と地域連携の強化

2. 包括的な支援体制の充実・強化

- 重点項目3 安心して暮らすことのできる仕組みづくりの推進
- 重点項目4 包括的な支援体制を支える専門的人材の育成

3. 福祉人材の確保・育成・定着の推進

- 重点項目5 福祉の職場への多様な人材の入職促進
- 重点項目6 安心・安定して働き続けられる福祉の職場づくりの推進

4. 災害発生に備えた被災者支援活動の推進

- 重点項目7 市町村災害ボランティアセンター設置運営の支援
- 重点項目8 災害時要配慮者の避難支援体制の充実・強化

(3)第4期中期計画の成果

①新型コロナウイルス感染症拡大への対応

令和2年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内の地域福祉活動も大きな制約を受けました。地域福祉は、住民が集まって交流し、地域課題を話し合い、組織力を向上させて課題解決に当たりますが、そうしたプロセスが困難になりました。これにより、社会的孤立や生活困窮に陥る住民が増加し、市町村社協では新型コロナ特例貸付に併せて各種の相談支援が展開されました。

こうした状況下、改めて社会福祉協議会の必要性が認識されることになりました。また、社会福祉事業の従事者は「エッセンシャルワーカー」と呼称され、その重要性が広く認知されました。

②包括的支援体制整備への機運醸成

この3年間で社会福祉法が大きく改正され、市町村が「包括的支援体制」を整備することが明記されました。この整備にあたっては行政だけではなく、社協の取り組みも重要となります。それは、包括的支援には「個人」を支える仕組みに加え、「地域」で人々を支える取り組みも求められるからです。

そこで、住民・行政・専門職が協働する地域福祉の実践と仕組みを構想していくうえで、第4期中期計画の各種の取り組みは市町村や市町村社協を後押しするものとなりました。

③災害支援活動へのノウハウ蓄積

平成30年には大田市を震源とする最大震度5強の地震が発生しました。また、豪雨災害もありました。こうした中で、災害時における福祉的支援について、県内でもその活動のノウハウが蓄積されてきたことは、これまでの中期計画に基づく実践活動の成果でもあります。

4. 第5期中期計画の取り組み(令和3年度～令和6年度)

(1)計画策定の背景

国は社会福祉法を改正し、令和3年度から地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を新設しました。

島根県は、令和2年度から6年度の施策運営の総合的・基本的な指針となる「島根創生計画」を策定し、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をスローガンに、様々な取り組みを行っています。

このような情勢から、本会は国・県の施策とも連動した事業活動を展開し、住民同士が「『支え合う』地域づくり」の取り組み、多様な機関の連携・協働による「包括的相談支援」、特に権利擁護の視点から本人・世帯の状態に応じた「社会参加」が一体的に展開されるよう、各地域への支援を行っていくことが求められます。

さらに、各地域の将来像を見据えたサービス展開するための「福祉人材の確保・育成・定着」の推進や災害に備えた平時からの体制を整備する「災害時福祉支援活動」を推進していく必要があります。

長期ビジョンの最終ステップとなる第5期中期計画は、計画期間を4年間(2021～2024年度)とし、市町村社協や関係機関・団体等との連携・協働はもとより、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちづくり、交通、都市計画等幅広い分野の関係者との連携・協働を重視します。

また、本会のこうした取り組みを実施していくためには広く県民の理解と参画が必要になることから、これまで以上に広報・広聴活動を積極的に行うなど、本会のPR(Public Relations *)活動の強化を図ることとしました。

*国家・企業・団体などが、情報を伝播したり情報や意見を受け入れること。(自身に対して理解や信頼を獲得しようとする目的で行われる広報・宣伝活動を含む概念。)



(2)第5期中期計画の重点テーマ・重点項目

1. 「支え合う」地域づくりに向けた支援

重点項目1 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進

重点項目2 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備

2. 包括的相談支援と社会参加の支援

重点項目3 多機関協働による包括的相談支援体制づくりへの支援

重点項目4 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実

3. 福祉人材の確保・育成・定着の推進

重点項目5 多様な人材の参入促進

重点項目6 安心・安定して働き続けられる福祉の職場づくりの推進

4. 災害時福祉支援活動の推進

重点項目7 災害時における福祉的支援活動の基盤強化

(3)令和3年度の成果

①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活困窮者支援

新型コロナウイルス感染症拡大から2年目となり、生活困窮に陥る人が増大しました。新型コロナ特例貸付も膨大な件数・貸付金額になりました。また、貸付業務だけでなく、ふくしまでも相談所窓口、生活困窮者自立相談支援窓口、地域包括支援センター窓口等では多数の相談を受け、その支援に取り組みました。今後も、社協を身近な存在と感じてもらうため、社協活動の周知を図っていく「広報」の重要性を再確認しました。

②子ども食堂の活性化

子ども食堂は生活困窮家庭の支援として有効ですが、生活困窮に限定せず、全ての子どもと保護者、地域住民が参加できる「地域の居場所」としての役割が期待されます。本会では令和3年度から「子ども食堂サポート事業」を開始し、活動の全県的な広がりや定着に向けた取り組みを進めました。

③社協ブランドの確立の方向性を明確化

「オールしまね社協ブランディング検討会報告書」を取りまとめ、今後本会を含む県内全ての社協が地域福祉推進の中核を担う専門機関としての機能の確立(社協ブランドの確立)と、その浸透・深化を図るための具体的な道筋を明らかにしました。

第5期中期計画には現在進行形で取り組んでいますが、「『ふくしま創生計画』の創造」をめざし、状況に応じた工夫をしながら着実な実践をしていきます。



災害福祉支援

全国各地で毎年のように大規模災害が発生するなか、被災地では社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを設置し、被災者の支援を行うことが一般的にも認識されるようになってきました。島根県内においても、この10年は地震・豪雨災害などによる被害が何度も発生し、各地で災害ボランティアセンターが立ち上がりました。

本会の災害福祉支援について、平時からの体制整備・ネットワーク形成・人材育成の取り組みと、県内外における災害時の活動をふり返ります。

1. 平時の取り組み

(1) 体制整備

災害対応プロジェクトチーム

令和元年度、島根県社協内に「災害対応プロジェクトチーム」を結成。平時から本会の災害支援体制強化に取り組み、発災時には災害時の県社協組織体制に横断的に関わり、迅速かつ効果的な支援活動を展開することを目指しました。

県社協職員行動マニュアルの見直しや検討等、災害時の体制整備に関する取り組みを進め、現在はそれらの仕組みが実行性のあるものとなるよう職員のスキルアップを図っています。



(平時の活動)

- ① 県社協における災害支援体制等の強化に向けた検討
- ② 災害支援に関する知識・技術力の向上(スキルアップ)
- ③ 災害支援に関する各種会議・研修会等への参画

(発災時の活動)

- ① 災害状況・被害状況等の把握と支援の見極め(先遣隊)
- ② 災害ボランティアセンターの立ち上げ支援
- ③ その他、被災地災害支援に係る専門的・技術的支援

島根県災害ボランティアバンク

災害発生後は、復旧や復興の時間的経過に応じて様々な支援が求められます。東日本大震災への県民のボランティア活動支援と、今後の災害時におけるボランティア活動を迅速に行うことを目的として、平成24年9月に本会に「島根県災害ボランティアバンク」を設置しました。

被災地等でボランティアとして活動する意志のある個人・団体を「島根県災害ボランティア」として事前登録する制度として、38,386名(個人114名、22団体38,272名)の登録があり(R4.8月末時点)、これまでも多くの登録者・団体の皆様が活動してこられました。登録条件は、①島根県に在住している方または企業・団体②登録年度の4月1日現在、15歳以上であることの2つです。登録者には情報提供を行いながら、災害時にボランティアとして参加できる体制づくりを行っています。

災害ボランティアの活動は、泥だしやがれきの撤去だけではなく、お話を聞くことによる被災者の心のケア、子どもたちの居場所づくりなど様々な活動があり、特技・資格・技能が必要とされる場面もあります。

災害支援に関心がある、被災地の力になりたいという思いのある方には、ぜひボランティアバンクに登録し、活動の一步を進んでいただきたいと思います。



情報提供(平時)

- 災害に関する研修のご案内
- 防災訓練等のご案内
- メールマガジンのお届け 等

情報提供(災害発生時)

- 島根県災害ボランティア隊の募集
- 県内災害ボランティアセンターの設置状況やボランティア募集 等

(2) ネットワーク形成

しまね災害福祉広域支援ネットワーク

平成25年3月から「本県の災害時における福祉救援体制等に関する意見交換会」を開催して関係者による議論を重ね、平成27年9月に「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」を設置しました。定期的に支援ネット構成団体と行政(島根県関係部局・代表市町村)による「支援ネット会議」を開催し、DWATや災害支援体制の構築に関する諸課題の検討や情報共有をしています。



しまね災害福祉広域支援ネットワーク協定書締結式

支援ネット構成団体

島根県社会福祉法人経営者協議会、島根県老人福祉施設協議会、島根県老人保健施設協会、島根県保育協議会、島根県身体障害者福祉協会、島根県知的障害者福祉協会、島根県児童入所施設協議会、島根県社会福祉士会、島根県介護福祉士会、島根県精神保健福祉士会、島根県介護支援専門員協会、島根県看護協会、島根県社会福祉協議会

島根県災害派遣福祉チーム「しまねDWAT(Disaster Welfare Assistance Team)」*

災害救助法が適用される(可能性含む)大規模災害時に、被災地自治体からの派遣要請に基づいて避難所などに派遣される公的なチームです。社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの福祉専門職で構成され、高齢者・障がい者・乳幼児などに配慮を要する方への福祉的な支援を行います。

島根県社協は、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の事務局として、平時はチーム員等の養成研修による支援体制づくり、災害発生時には福祉専門職の派遣調整等を行っています。令和4年3月現在、協力施設は116カ所、しまねDWAT登録者数は206名となりました。

これまで活動実績はありませんが、チーム員やチームリーダーの養成研修を通じ、協力者を増やしながら万が一の出勤に備えて体制強化を図っていきます。



しまねDWAT登録研修



*設置当初の名称は、「しまねDCAT(Disaster Care Assistance Team)」でしたが、その活動内容は介護・介助(Care)だけではなく、福祉(Welfare)全体であることから、令和2年8月に名称をDWATに変更しています。

島根県立大学との協定

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成25年夏の島根県西部大雨災害時における本会と島根県立大学間での協同した対応実績を踏まえ、災害時の被災者支援活動を迅速かつ効果的に行うことを目的に、「島根県社会福祉協議会と島根県立大学間の災害ボランティアに関する協定」を締結。災害関連の情報提供や、学生災害ボランティア活動助成事業を通じて、若者のボランティア参加支援を続けています。



島根県立大学との
協定締結式
(平成26年2月20日)



日本青年会議所島根ブロック協議会との協定

日本青年会議所島根ブロック協議会の提案により、災害時の被災者支援活動を迅速かつ効果的に行うため、協定を締結。県社協主催の災害ボランティア関連の訓練・研修への参加、災害関連の情報共有を通じ、組織力・ネットワーク力を活かした支援で被災地を応援いただいています。



日本青年会議所
島根ブロック協議会との
協定締結式
(平成30年11月7日)



ライオンズクラブ国際協会 336-D 地区との協定

島根県社協とライオンズクラブ国際協会 336-D 地区との「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結。災害ボランティア関連の訓練・研修への参加、災害関連の情報共有を通じ、組織力・ネットワーク力を活かした支援で被災地を応援いただいています。本会との協定締結を契機として、市町村社協と地元ライオンズクラブとの協定締結が進んでいます。



ライオンズクラブ国際協会
336-D 地区との
協定締結式
(令和2年9月9日)



社会福祉協議会の相互支援

大規模災害時には、全国社会福祉協議会、中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会、県内19市町村社会福祉協議会との協定等に基づく要請により、被災地へ職員を相互に派遣する仕組みがあります。派遣された社協職員の支援業務は、災害VC運営支援のほか、生活福祉資金特別貸付業務など多岐に渡ります。

島根県災害ボランティア関係機関連絡会議

平時から行政や民間の関係団体の連携とネットワーク化の推進を図ることを目的に設置されています(事務局は県NPO活動推進室)。構成団体は、島根県(防災危機管理課、地域福祉課、文化国際課)、島根県社協のほか、日赤島根県支部、島根県生活協同組合連合会、島根県共同募金会、しまね国際センター、日本青年会議所中国地区島根ブロック協議会、ふるさと島根定住財団、出雲市総合ボランティアセンター運営委員会です。

毎年、出水期前に一堂に会して各団体の活動状況等について情報・意見交換を行っており、令和3年7月豪雨の際には、新たな試みとして現地の災害ボランティアセンターとの緊急リモート会議も開催されました。災害ボランティアセンターの運営支援、そこで必要な資機材・飲料水等の支援、またボランティア活動者としても協力していただくことがあります。

(3)人材育成

災害VC運営者養成講座

“地域住民との協働”“被災者に寄り添う災害VC運営”をキーワードに、災害VCを通じた地域福祉の視点や、地元の関係者・機関の連携・協働について学びます。実践報告、講義・演習を通じて、災害VC運営の理解を深めることを目的とした基礎的な講座です。



災害VC運営者
養成講座
(令和3年6月)



災害VC立ち上げ訓練

市町村社協との共催により、県内各地で実施しています。社協・行政職員のほか、地元企業・事業所・自治会・民生児童委員の方など、様々な立場の方にご参加いただき、ロールプレイを通じて災害VCについて学びます。災害支援経験の有無に関係なく、自分たちが持ち合わせる知識・能力・アイデアを発揮すれば良いということを実感することは、地域づくりへの関心にも繋がります。



美郷町災害VC
立ち上げ訓練
(令和2年11月)



コロナ禍では、外部からの応援が難しい状況もあることから、市町村において災害VCの立ち上げや運営ができる体制づくりを進めています。今後は、災害VCの総合的なマネジメントや、生活再建に向けた長期的支援を支える人材の養成にも取り組む予定です。

平時から県内各地の関係機関・団体・企業・法人等と協力体制を構築しておくことは、災害時の迅速・円滑な支援やボランティア活動に繋がります。
今後も、社協の災害支援活動についての理解者・協力者が増やせるよう、積極的な取り組みを進めてまいります。

2. 災害時の取り組み

島根県内 島根県外 県内・県外



東日本大震災の被災地支援活動

平成25年島根県西部大雨災害

平成23年発生した東日本大震災の被災地を支援するため、「島根県災害ボランティア隊」を編成して36回延べ871名を派遣して平成26年まで継続的な支援を実施。高等学校・大学・企業・団体など多くの参加があり、平成27年からは学生対象の「いわてGINGA-NET」への参加助成事業を実施。



熊本地震

鳥取中部地震

平成25年島根県西部大雨災害

7月、8月の2度にわたり大雨災害が発生。4市町(津和野町、浜田市、江津市、邑南町)で災害VCを設置。延べ460件のニーズがあり、約3,500名がボランティア活動を行った。

*災害VC運営支援(津和野町、浜田市、江津市、邑南町)



熊本地震

4月14日以降、熊本県を中心にマグニチュード6.5の地震が発生。(最大震度7を観測)強い余震が続き、被害は広範囲にわたった。

*災害VC運営支援(熊本県御船町)
*生活福祉資金特例貸付業務支援(熊本県熊本市)
*「島根県災害ボランティア隊」編成・派遣(熊本県熊本市・御船町)



鳥取県中部地震

10月21日、鳥取県中部を中心にマグニチュード6.6の地震が発生。(最大震度6弱を観測)島根県災害ボランティアバンク登録団体の協力により「建築専門ボランティア隊」を派遣。

*災害VC運営支援(鳥取県倉吉市)
*「島根県災害ボランティア隊」編成・派遣(鳥取県倉吉市)



県外への災害支援活動

大規模災害が県外で発生した際には、全国社会福祉協議会の要請や中国ブロック社協の協定等に基づき、被災地への職員派遣を行います。また、「島根県災害ボランティア隊」を編成して、被災地支援のためボランティアバスの運行もしてきました。

九州北部豪雨

九州北部豪雨

7月5日、福岡県と大分県を中心とする九州北部で集中豪雨が降る。被害は広範囲にわたった。

*災害VC運営支援(福岡県朝倉市)
*「島根県災害ボランティア隊」編成・派遣(福岡県朝倉市)



島根県西部地震

平成30年7月豪雨災害

島根県西部地震

4月9日未明、大田市を中心に最大震度5強の地震が発生。広範囲にわたる家屋等への被害に対応するため、災害VCを設置。屋根ブルーシート貼り、倒壊ブロック片付け等のボランティア活動が行われた。現在も大田市VCにより継続的な訪問・ボランティア活動が展開されている。

*災害VC運営支援(大田市)



平成30年7月豪雨災害

7月6日から降り続いた大雨により、西日本を中心に広範囲にわたる被害が発生。県内においても3箇所(江津市、川本町、美郷町)同時に災害VCを設置。

*災害VC運営支援(江津市、川本町、美郷町、広島県)
*「島根県災害ボランティア隊」編成・派遣(江津市、岡山県)



島根県社協の10年

特集
ふくし立国しまねの創造
災害福祉支援

市町村社協の活動

10年後に向かって

島根県社協の10年

特集
ふくし立国しまねの創造
災害福祉支援

市町村社協の活動

10年後に向かって

2019.5月
(令和元年度)

2019.11月
(令和元年度)

2020.7月
(令和2年度)

2021.4月
(令和3年度)

2021.7月
(令和3年度)

吉賀町大規模建物火災

2019年
台風15号・19号

令和2年7月豪雨

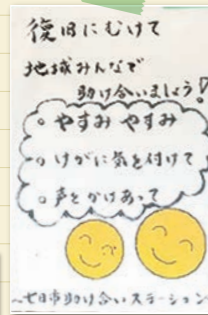
松江市大規模火災

令和3年7月1日からの大雨

吉賀町大規模建物火災

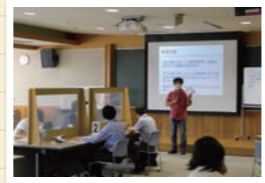
5月12日発生の火災により、民家・倉庫等15棟が全焼、部分焼等7棟の被害が発生。自治会など地元一体となって被災者の相談・支援を行う助け合いの拠点として「助け合いステーション」の名称で災害VCを設置。町内ボランティアを中心に、家財の片付け・瓦礫の撤去・分別などのボランティア活動が展開された。

*災害VC運営支援(吉賀町)



令和2年7月豪雨

6月11日付で、コロナ禍での災害VC運営の考え方を整理した「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害VC設置・運営の考え方(ガイドライン)」を作成。6月25日に「(緊急)新型コロナウイルス禍における災害VC設置・運営に関する勉強会」を開催し、市町村社協等とガイドラインの内容を共有・情報交換を行った。



翌月7月には大雨により江の川が氾濫、浸水被害が多数発生。ガイドラインを参考にしながら、事前登録制・市内在住者・在勤者限定でボランティア募集を行い、感染対策に留意した活動を展開した。



*災害VC運営支援(江津市)

松江市大規模火災

4月1日発生の火災により、全焼22棟、部分焼10棟の被害が発生。災害VC内に「ふくしまんでも相談(加賀サテライト)」や「フードバンク」を開設し、CSW・行政職員・保健師による訪問活動も実施。地元の企業・団体・住民などによる思い出の品探しなどのボランティア活動が展開された。

*災害VC運営支援(松江市)



2019年 台風15号・19号

台風15号・19号により、東日本を中心に河川堤防の決壊、土砂災害等多くの被害が発生。全国各地で災害VCが設置された。

- *災害VC運営支援(宮城県丸森町)
- *生活福祉資金特例貸付業務支援(宮城県大崎市)
- *「島根県災害ボランティア隊」編成・派遣(長野県長野市)



令和3年7月1日からの大雨
(出雲市、雲南市)

梅雨前線の影響により、7月1日から全国的に広い範囲で大雨となり被害が発生。県内においても出雲市・雲南市において災害VCを設置。事前登録制、市内・圏域在住者・在勤者限定でボランティア募集を行い、感染対策に留意しながらオールしまね社協で活動を展開した。

*災害VC運営支援(出雲市、雲南市)



出雲

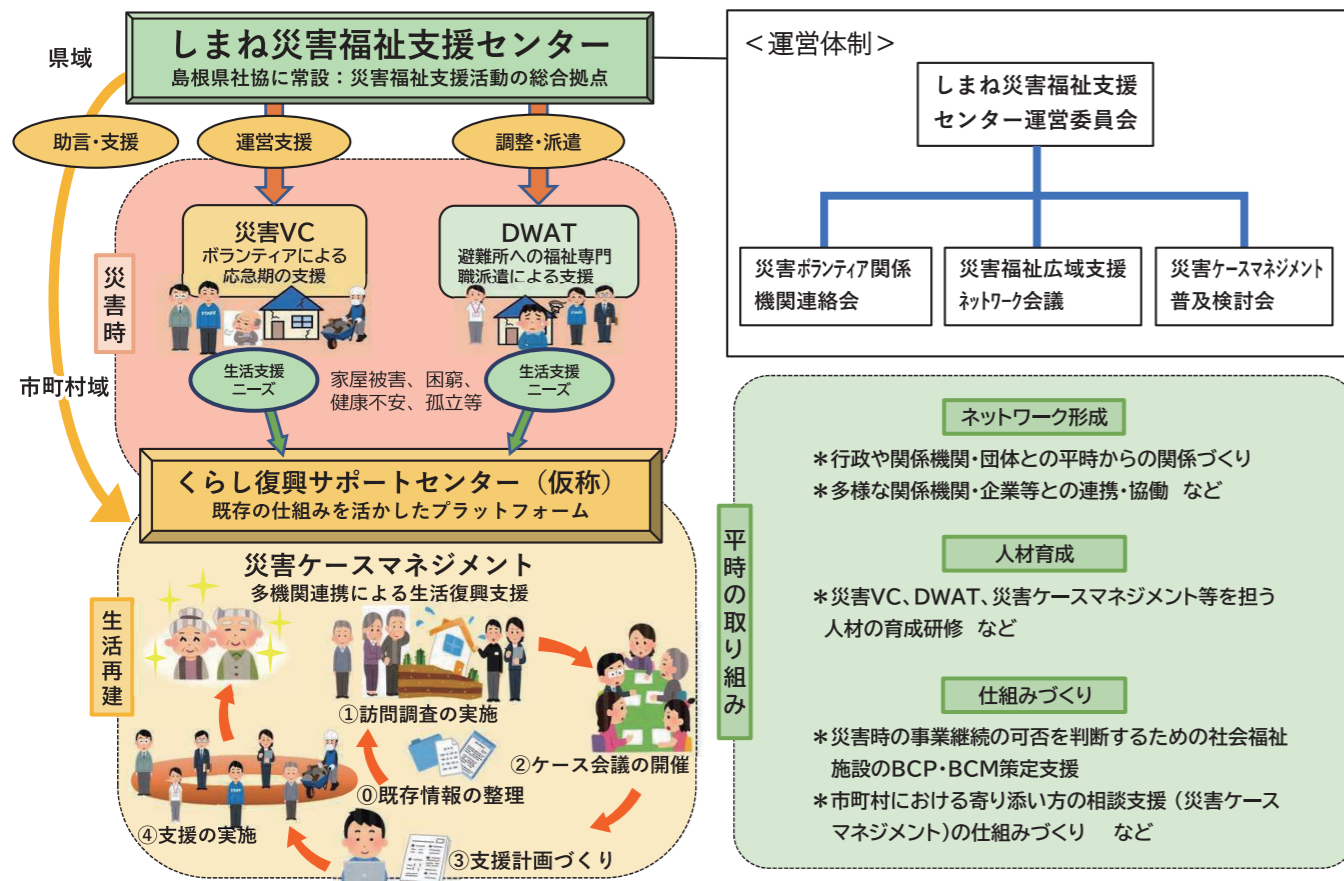
雲南

今後の災害福祉支援活動について ～しまね災害福祉支援センター構想～

「災害福祉支援活動」は、社会的脆弱性を抱える被災者(住民)の生活再建に向けて、公私の機関・団体が連携し、福祉的視点から被災者ニーズに応じた支援をする活動をいいますが、これまで本会の災害福祉支援の取り組みは発災後の応急期での活動が中心であったといえます。今後は応急期の支援活動だけでなく、被災地域での社会的脆弱性を抱える被災者への生活再建に向けた寄り添い型の相談支援(災害ケースマネジメント)も展開していくことも重要と考えます。

そこで、本会では災害福祉支援活動の総合拠点となる「しまね災害福祉支援センター(仮称)」を常設設置し、行政や関係機関・団体、企業も含めた多様な主体とのネットワーク形成による「平時からの備え」を強化しながら、災害時には社会的脆弱性を抱える被災者の生活再建に向けた切れ目のない支援活動の効果的な展開を図っていくことを目指し、現在そのための体制整備等の検討と準備を進めています。

しまね災害福祉支援センター(イメージ図)



第3章

市町村社協の活動

市町村社会福祉協議会は、各地域において地域生活課題の解決や「地域の持続・発展」のためのさまざまな事業活動を展開しています。

第3章では、県内19市町村社協が、この10年間で特に力を入れてきた取り組みや特色のある事業活動を紹介します。

- | | | | | |
|-----|-----|------|------|-------|
| 松江市 | 大田市 | 奥出雲市 | 邑南町 | 西ノ島町 |
| 浜田市 | 安来市 | 飯南町 | 津和野町 | 知夫村 |
| 出雲市 | 江津市 | 川本町 | 吉賀町 | 隠岐の島町 |
| 益田市 | 雲南市 | 美郷町 | 海士町 | |

「中期経営計画は社協経営の羅針盤」

出雲市社協は、中期経営計画の第2期計画(平成25年度～平成29年度)と第3期計画(平成30年度～令和4年度)を策定し、経営の方向性を明らかにしてきました。重きをおいたのは、コミュニティソーシャルワークの実践により地域福祉を推進するために個別支援を強化すること、そして経営基盤の強化に取り組むことの2点でした。

全社協が「生活支援活動強化方針」を示し、県社協が実践プランを提示したのを受けて、平成26年4月に生活支援課を新設する等の組織改革を行い、個別支援の体制を格段に強化しました。生活困窮者自立支援法施行にあわせて生活困窮者自立相談支援事業を開始し、その後、就労準備支援事業と家計改善支援事業を導入して対応の幅を広げています。

日常生活自立支援事業や法人後見事業を柱とする権利擁護事業は、各支所にも専門員を配置(兼務)するなど体制強化に努めた結果、契約件数、受任件数ともに増加しています。

地域支援も個別支援を支える重要な取組であることから、平成28年度に生活支援体制整備事業を開始し、支え合いの地域づくりに向けた体制を強化しました。これに

より、地域に根差した支え合い活動や子ども食堂に取り組む団体が広がっています。

令和2年度からは複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯への多機関協働の相談支援を進める福祉総合相談支援事業を開始し、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めています。

経営基盤の強化に当たっては、ガバナンスと財務基盤の強化について重点的に取り組んでおり、理事・評議員の適任者を広く求め、その結果、理事会や評議員会では毎回、活発な議論が交わされています。財務改革については目標を掲げて集中的に取り組む、目標を達成しました。ただ、今後も会費・寄附金の減少など厳しい経営環境が続くと予想されることから、財務改革の取組を緩めることなく継続していくこととしています。



フードバンク活動

「おかげさまで益田市社協も創立70周年」

昭和27年11月10日に任意団体として創設された我が「益田市社会福祉協議会」は、令和4年、島根県社協と同様に創立70周年を迎えます。本会では、地域共生社会の実現に向けて、令和元年度から新たに『助けてよし、助けられてよし、そして共によし』のキャッチフレーズを掲げ、地域福祉推進の牽引役として、本会の持つ総合力とネットワーク力を活かしながら、各事業の更なる推進に取り組んでいるところです。

そのような中、令和2年度から益田市より受託した「益田市生活支援体制整備事業」にオール益田市社協で取り組んでいます。広範囲となる担当エリアを職員一人に任せきりにしないよう、職員26名に兼務辞令を発令し、第1層及び第2層の活動区域ごとに生活支援コーディネーター(9名)と生活支援サポーター(17名)を配置しました。活動区域ごとにそれら職員が協力・連携しあい、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援・介護予防サービスの充実や高齢者の社会参加など、地域住民とともに地域福祉推進基盤の強化を図っています。

また、益田市内に所在する社会福祉法人の組織化を図

り、令和元年11月には29法人の加入賛同を得て、「益田市社会福祉法人連絡会」を設立しました。そして、令和2年10月から、市民にとってより身近な加入法人の53施設・事業所で「ふくしななんでも窓口」を開設しました。市民のさまざまな悩みや困りごとを受け付け、解決に向けて各法人で対応したり、必要に応じて適切な専門機関に繋いだりしています。個別での解決が難しい問題には、法人間で連携して解決策を講じていきます。

今後も、地域住民、行政、社会福祉法人・福祉施設、関係福祉団体等と連携・協働し、支えあい・助けあいの輪を拡げながら、複雑化・複合化していく多種多様な福祉ニーズの早期発見・早期解決に努め、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりを目指していく所存です。



ふくしななんでも窓口

「市民にとって『松江市社協があってよかった』という地域づくりを目指して」

この10年間の大きな変化といえば、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、これまで松江市社協として対応しきれなかった生活ニーズに出会うことになったことが挙げられます。市民の生活課題がより複雑化、多様化したことありますが、自戒も込めて申し上げますと、これまで松江市社協として様々な相談機関を持ちながらも「制度の狭間」に陥るようなニーズにしっかり対応しきれなかったことにあるのではないかと考えています。

このような反省を踏まえ、平成29年からは、市に働きかけ、国の「我が事・丸ごと」の地域づくりモデル事業を受託し、市内14カ所に「ふくしななんでも相談所」の開設や「総合相談調整室」の設置等、「断らない相談支援」を実現するための一歩となりました。その後「松江市社会福祉法人連絡会」との協働により、社会福祉法人の市内20の事業所に「ふくしななんでも相談窓口」を開設し、住民により身近な地域で様々な相談を受けて止め、受け止めた相談を、関係団体や市社協の総合力をもって支援していく体

制を整えることができました。そのことが令和3年からの「重層的支援体制整備事業」の受託に繋がっています。この事業については「地域福祉が施策化された」とも言われています。「地域福祉を推進する団体」として、事業をどう生かすことができるかは、私たち松江市社協職員一人ひとりの「人を支援する力」にかかっているといても過言ではありません。「松江市社協があってよかった」と松江市民に言っていただけるような「存在」になるために、地域の関係機関・団体との連携・協働を実践し、さらなる前進をしていくことが求められています。

これまでの10年間の評価は、これからの10年間に、松江市社協がこのような「存在」になれているかどうかということになるのではないかと考えています。



ふくしななんでも相談所

「ゆるやかな見守りからつながりへ!!」

平成17年の合併から18年が経過し、浜田市社協では第3次地域福祉活動計画で掲げる、「住民が安心して暮らせる【我が家】のような地域づくり」を目指して、住民の声に耳を傾けながら、浜田市社協として出来ることを一歩一歩進めています。そうした中で、浜田市では、地域共生社会実現に向け、高齢者が地域で安心して暮らしていくうえでの基盤となる住人同士が異変に気づき、命を守ることに繋がる【見守り】について考えました。しかし、地域での人と人との希薄化が懸念される状況の中で、浜田市も【向こう三軒両隣】といった文化は衰退しつつあり、地域におけるささえあい機能は低下しています。住民同士がさりげなく気遣い、地域の誰も見守りに関わる意識を持つこと、困った時に遠慮なく助けを求められることができる地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターや介護予防コーディネーターが推進役となって【ゆるやかな見守りプロジェクト】を始めました。

ゆるやかな見守り…【さりげなく】【ゆるやかに】【無理をせず】誰もが日々の生活の中で意識をすればできる地域での活動として、広報誌やホームページ、手作りのマップやすごろくゲームを活用しながら、学校や企業、

町内会等での福祉学習などで、高齢者等の異変に気づくポイントを紹介し、幅広い世代に働きかけています。また、高齢者が集える場所として身近なサロン立上げ等のサポートもしています。実際に企業においては、仕事で地域を回るJAや地元ガス会社が「協力事業所」として高齢者の見守りに取り組んでいます。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛で高齢者の孤立化が問題となる中、人と人、人と地域のつながりが絶えないための「ゆるやかなつながりプロジェクト」に発展させ、地域での見守りやつながりの取り組みをホームページ等で発信し、ささえあいのきっかけづくりにつなげています。



みまもりプロジェクト

「その人らしい暮らしをつくる」

大田市
社会福祉協議会

大田市社会福祉協議会の10年は、これまで社協が取り組み培ってきたことを活かし地域共生社会の実現に向けて新たに動き出す転換期となりました。

生活困窮者自立支援事業の受託により生活困窮者の生活再建に向けた伴走型の支援を進めることと併せ、成年後見支援センター事業では市民後見人の養成に取り組み、平成25年に県内で初めての市民後見人が選任されました。

地域住民主体の地域活動の推進においては、生活支援体制整備事業を受託し協議体の形成による地域の特色を活かした支え合いの体制づくりを進め、令和3年度末現在22地区において高齢者の通いの場づくりを中心とした取り組みが進められています。

そして平成30年に発生した大田市を震源とした島根県西部地震では大きな被害を受けました。災害ボランティアセンターを開設し、県内で初めての地震被害への支援活動を行ったこの経験は、その後の地域福祉活動に大きな影響を与えました。

単なる家屋等の片付けに留まらず、関わりの中から見えてきた世帯が抱える課題に対し、暮らしぶりやその人

らしさを大切に、継続して支援を行ってきました。その中で、複雑・複合的な生活課題の解決には分野を横断した多機関での連携と地域づくりの必要性を感じ、地域福祉支えあい推進事業を令和2年度に受託しました。

様々な事情によって生活のしづらさや不安を抱えているにもかかわらず、地域での孤立や必要な支援につながらない方への支援として、その方にあった居場所によって新たなつながりが広がっていくよう、社協のネットワークや独自性を活かした取り組みを進めています。

今後は多機関連携を更に深めることと併せて、これまでの活動の中で積み上げてきた地域との関係性や交流の場を活かし、互いに関心を持って声を掛け合える地域づくりを進めていきます。



災害ボランティアセンター



つながりづくり応援事業「こねくと」

「地域に寄り添い、人に寄り添うまち作り」

安来市
社会福祉協議会

平成16年の合併時約45,000人だった人口は、令和4年3月末時点で、約37,000人となり、さらに人口や商業施設等の多くは、国道9号線沿いの沿岸部に集中し、南部の中山間地は、少子高齢化により、地域活動の維持や日々の生活までも困難な地域が出始めています。

また、令和2年から始まった「コロナ禍」は、地域社会の在り方や、人間関係までも、大きく変えてしまいました。

そうした中、本会の役割も大きく変化し、介護保険事業や介護予防事業等高齢者福祉に置いていた軸足を、生活困窮者支援にも徐々に移していくこととなりました。

本会では、生活困窮者等支援のために、いち早く平成26年フードバンクを立ち上げ、さらに安来市社会福祉法人連絡会と協業で、相談窓口を開設し、新たな緊急資金の貸し付け事業を開始しました。

また、平成26年には、権利擁護センターを立ち上げ、本会が法人として成年後見人等となる法人後見事業を

開始し、同センターは現在、中核機関として、新たな一歩を踏み出しています。

冒頭のとおり、地域では少子高齢化や、コロナ禍の影響で、地域活動の担い手が減少し、地域社会の維持が困難になりつつあり、早急に手を差し伸べる必要を強く感じています。

そこで、平成28年度安来市から生活支援体制整備事業を受託し、現在3名の生活支援コーディネーターが、公民館単位での、生活支援協議体設置に取り組んでおり、24地区中12地区に設置が終了しました。

コロナ禍等による社会の変化は、ここ数年あまりに急激で、地域への影響はまだまだ計り知れない状況にあり、社協は今後とも、地域と人に寄り添って行かなければいけないと強く考えています。



支えあマップづくり

「災害ボランティアと地域福祉の推進」

江津市
社会福祉協議会

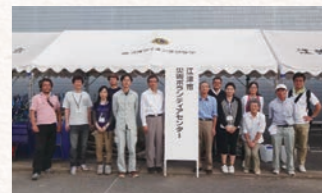
江津市社会福祉協議会では、平成25年、30年、令和2年、3年と4度の豪雨災害に見舞われ、その間3回の災害ボランティアセンター開設をし、被災地域の復興支援に努めました。開設にあたっては、本会役職員も初めての経験だったため、県社協の助言を受けながら、行政との協議をすすめ、拠点場所の選定、立ち上げ時期、資機材の準備、組織体制等の調整を行い、紆余曲折もあつながらの船出でした。

平成25年の際は、被災地区が市内10ヶ所と広範囲に亘った為、3ヶ所にサテライトを置き、約1ヶ月間のボランティア活動を行い、県内外から900名を超える方々に支援活動に参加いただきました。また、平成30年、令和2年の災害は、江の川の氾濫により桜江町川越や松川町、川平町など江の川下流域が大きな浸水被害を受けたこともあり、本部拠点を桜江町に置き、サテライトも一番被害の大きかった川越地区に置いて活動しました。県内外から多くのボランティアが来られた為、地元の民生委員や地区のボランティアグループには、現地までの道案内やボランティア受付等の協力を依頼し、江津市社会福祉法人連絡会へは、施設の送迎車両の空き時間にボランティアの送迎や救護班としての看護師の派遣協力等、

関係機関・団体とも連携をとりながら活動しました。また、県社協や他市町村社協からは、応援職員の派遣もあり、不慣れで職員も少ない本会にとっては、県内社協間の協力支援体制に助けられたことは心強い限りでした。

コロナ禍であった令和2年の災害は、ボランティア募集を市内及び市内事業所で勤務する方に限定した事前登録制とし、感染予防対策を徹底した、今までと異なる形となりました。さらに暑い中での作業に加えてマスク着用のため、熱中症予防対策にも配慮が必要でした。

これまでの災害ボランティア活動を通しての社協の役割とは、地域住民による自助活動を活かしつつ、外部の支援をうまく活用する調整役として、行政・関係機関団体と連携をとりながら、被災者の復興支援を地域福祉の推進に繋げていく核となることであると認識しました。



江津市災害ボランティアセンター

「思いを一つにして 社会的使命を果たす」

雲南市
社会福祉協議会

雲南市社会福祉協議会は、平成20年9月に「社協あり方検討委員会」からの答申を受け、平成22年度から三刀屋保育所を、平成26年度からは掛合保育所を「地域とともに健やかに」の保育理念のもと、雲南市からの業務委託方式により運営しています。

さらに平成31年4月からは雲南市地域包括支援センター業務の受託運営を開始しました。これらにより法人合併当初4部体制、250余名の職員でスタートした業務執行体制も、今では総務部・地域福祉部・在宅福祉部・施設福祉部・子育て支援部・地域包括ケア推進部の6部体制、420余名の職員を抱える更に大きな事業型社協となりました。

このような中で、平成28年12月には本会が「地域福祉推進」という社会的使命を着実に果たすための経営の方向性、そして実現に必要な取り組みを定めた「第1期中期経営計画」を策定しました。

そして、その社会的使命を遂行していくために、必要な経営課題をSWOT分析の手法により分析・整理し「本会」が進むべき全体戦略の方向性を経営理念・ビジョンとして掲げ、役職員がその認識を共有することに努めてい

ます。

特に、本会内での部門間連携を推進したその効果は、平成29年3月の市内全14法人による「雲南市社会福祉法人連絡会」の設立や、「雲南市地域包括支援センター」の受託運営、令和3年度から雲南市と「本会」それぞれに配置された第1層生活支援コーディネーターによる「雲南市生活支援体制整備事業」の受託などに大きな力を発揮することとなりました。

この10年、本会の事業活動を取り巻く社会環境は刻々と変わってきており、地域の福祉ニーズも複雑・多岐化、複合化しています。

地域福祉を推進する中核的機関として、今一度時代に見合う地域福祉活動を確立し、経営理念「市民誰もが自分らしく輝き 支え合う福祉のふるさとづくり」の具現化に邁進し、地域の期待に応えていきたいです。



雲南市地域包括支援センター

「島根の社協の合言葉が地域へ波及 ～つなぐ。受け止める。挑戦する。～」

奥出雲町
社会福祉協議会

この10年、福祉の現場で働く私たちは、目まぐるしく変化する社会情勢やそれに対応した制度改革、更に新型コロナウイルスの発生や相次ぐ自然災害などを目の当たりにし、日々「住民の生活に最も身近な団体」としての進化を目指して挑戦を重ねてきました。その中でも最大の挑戦、それが「企業と社協の連携事業“つなぐ”」です。

3年をかけて実施した町内全戸訪問では、住民のありとあらゆる困りごとを聞かせていただき、様々なサービスなどに繋げるお手伝いできたケースがある一方、私たちが頭を抱えたのはひきこもりといわれる状況にある方々など、いわゆる制度の狭間で困っておられる方々への支援でした。この状況をどう打開するかと奮い立つも、どれほど知恵を絞って来たところで私たち町社協だけでできることなど限られており、無いものを生み出す力を得るには、どうしても手を取り合う仲間が必要だと痛感するようになりました。

そんなある日、一人の社協職員が、地元企業の役員である知人の顔を見ながら突如ひらめいたのです。「ひきこもりと言われる皆さんが一步家から出るための“何か”

ずっと探しているのですが、そちらで作っておられる唐辛子のヘタ取り作業、やらせてもらえませんか！納期はお約束できません！」「いいですよ(笑)。やってみますか！」そんな社協職員の大雑把なヒラメキと、企業の無謀ともいえるご厚意から誕生したのが、企業と社協の連携事業「つなぐ」なのです。

今年で4年目を迎える本事業ですが、手をつなぐこととなった企業は現在5社、そしてそれぞれの企業が提供して下さる就労体験の場に参加されるメンバーさん(対象者)は延べ16名となり、内5名は地元企業への就労につながりました。今後、新たな挑戦を恐れずに、手をつないで下さる方々とともに、おくいずも流の地域共生社会を目指していきたいと思えます。



第1号連携企業(株)サンエイト
「つなぐ」調印式

「10年を振り返って『保育所運営の受託』と 『みんなの居場所ぷらっと』の立ち上げ」

飯南町
社会福祉協議会

飯南町社会福祉協議会は、広島県境の山間地域にあります。人口減少が毎年進み、多くの産業が担い手不足に苦慮する現状ではありますが、保育所が4所、小学校が4校、中学校が2校、高校が1校あり、総合病院も維持されています。そうした中、行政から4保育所の運営を委託したいとの依頼があり、約2年間の協議の末、平成24年4月より受託事業として保育所を運営することになりました。

当初は、行政から事務・管理の出向もありましたが、現在は法人でその機能が果たせるようになってきました。現在は、常勤保育士の内36名が社協職員、5名が行政職員です。中山間地域の社協の役割として、ハード事業も担うことを期待されていますが、できる限り努力を続けていきたいと思えます。

また、平成27年度より相談場所「みんなの居場所ぷらっと」を立ち上げることになりました。この事業は、一人の職員が「高齢者や子育てに関する支援は手厚い町なのに、社会参加ができない方への支援は足りない。」と、その必要性を強く感じたことが開所のきっかけ

でした。10年、15年以上自宅に引きこもっている方の自宅へ出向き、話を聞くと、引きこもりの方に対する支援は正に「制度の狭間」にあって、手つかずの状況を深く感じたと伺います。この「ひきこもり支援」を先進的に行っておられる秋田県藤里町社会福祉協議会へも出向き、アドバイスをいただきました。少しずつ利用者も増え、就職に結びついた若者もいて、効果を感じる一方、自宅に引きこもったままの方には訪問を継続しています。

中山間地域においては、ハード・ソフト両面の事業実施が期待され、当法人もパートを含め約170名のスタッフを抱えています。今後、人口減少・生産年齢人口の減少・職員の高齢化という大きな課題と向き合いながら、事業をいかに進めるか、協議を重ねているところです。



みんなの居場所ぷらっと

「事業を通じて連携体制を築く」

川本町
社会福祉協議会

平成16年7月から、ふれあい子育てコミュニティ推進事業により「子育てサロン」を立ち上げ事業を開始し、社会福祉協議会としてそれまでに比較的関わりの少なかった子育て・児童分野の事業に取り組みました。この事業を通じて、新たに乳幼児家庭等との関係を築くことができました。

この流れから平成23年4月から「子育てサポートセンター事業」を行政より受託し実施することとなりました。子育てサポートセンター事業の中には、主に「放課後居場所事業」と「在宅児事業」があります。

放課後居場所事業は小学生を対象に放課後及び長期休暇中の居場所スペースを提供する事業です。この事業を実施する中で、小学校や教育委員会との日々の連絡調整や定期的な協議の場を設けることにより、この事業以外の全般的な事柄についても情報の共有等を行うことができ、非常によい効果を生んでいると思えます。

在宅児事業では、「オープンスペース」・「手形の日」・「ベビーマッサージ」などのメニューを実施しています。町保健師や図書館との連携により、「乳幼児相談」や「本の読み聞かせ」なども同時に行い、子育てに関わる機関とも事業

を通じて、緊密な関係が築け、社会福祉協議会としても相談しやすい体制をとることができています。

また、この事業の受託をきっかけに、平成25年度より「社協わんぱく子どもまつり」と題して、夏休みに小学生や在宅児を対象に夏祭りを開催しています。民生児童委員協議会との共催により実施し、当日の運営はもちろんのこと、前段階での企画・準備も民生児童委員や地域のボランティア・中学生ボランティアの方など様々な方に参画いただき、地域協働で実施しています。

今後も各福祉分野で様々な団体等と連携し、相乗効果を生みながら事業推進に努めていきたいと思えます。



わんぱく子どもまつり



本の読み聞かせ

「伴走型支援と新しい地域づくりを目指して」

美郷町
社会福祉協議会

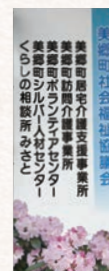
平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月からの施行に先立ち、本町では平成26年4月より「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を受託し、「くらしの相談所みさと」を開設し、現在まで相談者に寄り添った伴走型支援を展開してきました。

多様化、且つ複雑化する地域課題に対し、既存の事業やサービスでの対応に限界が見られる中、地域福祉の中核を担ってきた社会福祉協議会の強みであるネットワークを活かした、多機関協働の柔軟な生活支援を行っています。相談の多くは、生活費の事や多重債務、不安定な就労など、経済的な内容が多く、その背景にはコミュニケーション能力の低下や地縁の希薄化、固執した生活環境による孤立など、様々な社会的要因があります。そういった相談に対し、就労支援や社会活動への参加促進、また計画的な家計支援、関係機関との連携など、個人や世帯に対しての「個別支援」と、地域で困りごとを見逃さない、支え合うという機運を高める「地域づくり」の両輪での取り組みが重要です。

本会では、「個別支援」はもとより、「地域づくり」への取り組みに重点を置き、「地域福祉力アップ研修会」と称

して、平成26年度から平成28年度までの3年間で13回実施いたしました。内容としては県内外で住民主体による「お互いさま」の取り組みや防災活動、ボランティア、認知症、地域食堂、またその活動主体の集まりの場づくりなど、幅広い実践を学ぶことができたと思えます。参加者からは「非常に参考になった」「とても良いお話だった」という声と、「自分たちの地域にどう活かすのか」「リーダーの育成は」といった次のステップに向けた要望や期待の声もありました。自らの地域での具体的な取り組みへの支援や参考事例など継続した情報提供が課題と感じています。

町が行う重層的支援体制整備事業の一役として、切れ目のない伴走型支援と、「SOSを言える気づける地域づくり」の実現を目指し、今後も事業を推進して参ります。



「くらしの相談所みさと」

「社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会の歩み」

町村合併に伴う社協合併により、邑南町社会福祉協議会が発足して20年、人口減少の続く中山間地域の中で、それぞれの旧町村社協の特性を活かしながら、地域福祉の中核組織として目指すべき姿を模索してきました。

本会では、県内市町村社協で最も早く「法人後見」の受任に取り組んでおり、町民を対象とした「市民後見人」の養成講座も開催しています。これらの取り組みは、「地域共生社会の実現」に向けた町民の地域貢献への意識高揚と活動の活性化につながっています。今後、成年後見制度の利用のほか生活困窮に関する支援ニーズも増加することが予想されることから、その対応を社協の新たな役割として明確に位置づけていかなければならないと考えているところです。

本会では、何らかの理由で支援を必要とされる方に食料や日用品を無償で提供する「おおなんフードバンク事業」を実施していますが、これには「邑南町社会福祉法人・医療法人連絡協議会」にご協力いただいています。これからも邑南町が掲げる「一人も取り残さない」まちづくりに

貢献していきたいと思えます。

一方、地域福祉活動においては、合併による対象地域の拡大とともに住民個々の顔が見えにくくなってきました。福祉教育、ボランティア活動や集いの場づくりなどの地域福祉活動と介護保険サービスを同時に展開できることは、本会の「強み」といえます。相互の事業活動の連携によって厚みのある支援を目指し、これからも車の両輪として積極的な展開を図ってきたいと考えています。

終わりに、島根県社会福祉協議会においては、本会の事業活動の発展に引き続きご支援いただきたいと思えます。



おおなんフードバンク事業

邑南町
社会福祉協議会

「総合相談支援窓口『くらしもっと』の誕生」

吉賀町
社会福祉協議会

吉賀町社会福祉協議会は、特別養護老人ホームなどの介護保険サービスや障がいサービスなど、様々な事業の運営を行っており、それらを通じて、地域住民から多くの相談が寄せられます。このような特色をいかし、平成27年度に包括的な相談支援体制の強化に向けた取り組みを開始しました。まず社協の組織再編を行い、新たに「総合相談支援課」を立ち上げました。総合相談支援課には、地域福祉を担う総合相談支援所や地域包括支援センター、ケアマネセンター、訪問看護ステーションを位置づけ、すべての部署で一体的に相談が受け付けられる体制とし、あわせて総合相談支援課が一つのフロアで業務がおこなえるよう環境を整えました。このフロアの名称「くらしもっと」は、みんなの暮らしがもっと良くなるようにとの思いを込めて吉賀町内の小学6年生によって名付けられました。

令和3年度から、地域の中でのつながりを再構築することを目指して「ちいさな集い」事業を始めました。身近な地域の中で、様々なグループが立ち上がり、定期的集まるだけでなく、見守りやお互いに支え合う活動も見

られました。この「ちいさな集い」事業は、互助力向上に向けた地域づくりの基盤として、今後も推進していく事業としています。

近年災害発生リスクが高まっており、吉賀町では、高齢者等避難が発令される前の段階で、早期に自主避難所が開設されています。しかし、高齢者や障がいのある方は、避難所に行くことや、避難所で過ごすことが難しいといった課題がありました。そこで、福祉避難所が開設されるまでの間、社協の事務局がある福祉センターを開放し、町と連携しながら、社協職員が送迎や見守りを行う「社協避難所」の取り組みを開始することとしました。

これからも「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、吉賀町社協らしい地域福祉の実践をすすめてまいりたいと思います。



総合相談支援窓口「くらしもっと」

「『みんなが自分らしく安心して暮らせる 福祉のまちづくり』を目指して」

津和野町
社会福祉協議会

本町では、津和野町地域福祉活動計画の基本理念である「みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目標とし、各種事業活動を展開してまいりました。

中でも“支え合いマップづくり”を行うことによる、買い物支援や移動支援が必要な方への買い物バス等の活用、高齢者家族や一人暮らし、初期の認知症等の方々のご近所からの見守りや災害時における避難確保等そこで発見した課題に向け、住民のみなさんが主体となって地域で話し合い、身近な地域における日常的な見守りと助け合いを推進する地域づくりを進めております。

また、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)では、“ホンモノのつながり”“ホンモノの支え合い”を探し確認することを目的に、ご近所福祉クリエイターの酒井保氏を講師に向かえ取り組んでまいりました。

地域でのイベントをはじめ、ちょっとしたご近所同士のお茶飲み会、日常の何気ない散歩、毎朝のラジオ体操等見守り活動ではないけれど見守り活動の効果を生み出している営み、ふれあいサロンではないけれどふれあいサロンのような営み、そうした日常の交流、自然なつながりが支え合いの基盤となり、意識しないで行っている支え合いこそがホンモノの支え合いです。そうした集まった者同士がお互いに「気になる」という

感情を持ち合って、「支える行為」だけでなく「支えられる」という相互の認識「お互いさま」の「見守り・見守られ活動」として支える関係こそが「地域のお宝」です。その活動にも健康づくりや見守り活動等の効果や意味づけがあり、認め合うことで今後の活動の生きがいや活力を持つこととなります。

津和野町社会福祉協議会として、「みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、行政や関係機関と協働して、地域・住民が主体となって活動していける地域づくり、人づくり、仕組みづくりの一助を今後も行ってまいります。



研修会



支え合いマップづくり



「海士の福祉をブランディング」

海士町
社会福祉協議会

海士町は10年前から家族機能の変化による介護力低下や、福祉専門職の確保ができない(福祉人材不足)ことで、高齢者が島外へ流出することが大きな問題となっていました。人材の確保は離島移住という大きな壁に阻まれ大変難しく、福祉の人づくりとして成長段階に合わせた福祉学習を実施、また地域の支え合いネットワーク等を作って支援してきましたが、それでは解決ができない状況に陥っていました。

このままでは海士の福祉が終わってしまう、私たちは海士の福祉のブランディングに着手しました。まずキャッチコピーを作成、海士町共通の目指すべき視点を「生き生きと死ねる島」としました(第3期地域福祉活動計画)。島外NPO法人のコンサルティングのもと、島の外から海士の福祉の魅力を発見してもらいました。島の福祉の体験ツアーを企画し都会地でプレゼンテーション、島内外の福祉職の交流が自分たちのやるべきことを明確にし、自信にもつながりました。広報を見直しSNSを一早く取り入れ、古民家を改修した福祉のシェアハウス開設などの取り組みにより徐々に移住者が増えてきました。

現在、海士町社会福祉協議会は職員の半数がIターンです。島外の仲間が増え様々な形の歯車がかみあって動いています。10年前に掲げた「生き生きと死ねる島」というキャッチコピーは「一人はみんなのために、みんなは1つの夢のために～わたががまず受けてめます～」と更新しアップデートしました。色々ありましたが、この10年で海士町社会福祉協議会の組織力は上がったと思います。

しかし、高齢者の流出に歯止めがかかった訳ではありません。地域課題はさらに複雑になっています。今後は海士の福祉の未来のために、島内の社会福祉法人と法人合併し、現行サービスの再構築を検討しながら、新しい海士町社会福祉協議会として進んでいきます。



「生き生きと死ねる島」を考える集い

「人と人とのつながりを大切にし、住民相互の 支え合いによるまちづくりを目指して」

西ノ島町
社会福祉協議会

平成27年3月に「みんなで支え合い生涯を現役で過ごすまちづくり」を基本理念とし、「西ノ島町地域福祉計画」「西ノ島町地域福祉活動計画(三次)」を一体的に策定しました。人口減少、少子高齢化が進むなか、行政や各種団体と連携を図りながら、地域住民相互の支え合いによる地域づくりを進めているところです。

平成28年7月に、事務所のあった福祉センターの老朽化にともない美田コミュニティセンター(旧美田小学校)に拠点を移しました。子育てサロンやボランティア団体主催のわがとこ茶屋、集落支援員さんによる子供用品のリユースコーナーを設けるなど、地域住民の交流の場となるよう工夫しています。また、2年に1回、美田コミュニティセンターを会場に、ボランティアの交流とネットワーク化を目的に「ふれあいまつり」を開催しています。

平成28年度から「生活支援体制整備事業」を西ノ島町から受託し、生活支援コーディネーターを配置しました。地域に出かけて聞き取り調査を行い、社会資源マップを作成し関係機関やボランティアに配布しました。また、高齢者の困りごとについてアンケート調査を実施し、高齢者が住みやすい町になるよう官民協働で生活支援のし

くみづくりについて検討を重ねているところです。

平成29年に町内の3法人で「社会福祉法人連絡会」を立ち上げ、月1回、情報交換会を行い、地域福祉課題の共有や個別ケース検討を行っています。また、引きこもりがちな高齢者や障がい者の出かけるきっかけづくりとなるよう関係機関やボランティア団体の協力を得て「日向喫茶」を開催しています。

今後も、人と人とのつながりを大切に、高齢になっても生きがいと役割を持ち、住み慣れた地域で“いきいきと暮らせる”よう関係機関と連携し地域活動を支援していきます。



ふれあいまつり



小学生との七夕交流
小規模多機能型居宅介護事業所「本郷」

「地域(みんな)で支えあう暮らしづくり」

知夫村
社会福祉協議会

知夫村は隠岐4町村の中でも一番人口が少なく、社会資源も限られています。医療分野は入院施設がなく、介護分野は特養などの施設がありません。そうした状況の中でも村民が安心して暮らせるように、平成30年度から医療・福祉・行政が連携し【高齢者サポート会議】を発足しました。

「知夫で出来ること」をメンバー1人1人が考え、「通いの場」「高齢者福祉の手引き(知夫里島サポート)」「看取りのしおり(家族向け)」「知夫村で自分らしく生きるノート(エンディングノート)」などを生み出しました。

また、平成27年度から「小さな島で大きな支え」をスローガンに、社協が指定管理を受けた生活支援ハウス招福苑の機能に重度要介護者の受け入れが加わりました。「最期まで知夫で暮らしたい」という村民の願いを実現するために、村が大規模改修を行い、定員を4名増やすとともに重度要介護者が生活するための居室改修と職員体制の整備を行いました。令和3年度までの7年間で新たに34名の入居者を迎え、診療所スタッフや家族との連携のもと、苑で看取るケースも微増して

います。今後は、招福苑で受け入れきれない在宅要介護者への支援をいかに行っていくかが課題となっています。

平成23年度に策定した第一次知夫村地域福祉活動計画を更に強化するため、社協が行政に働きかけ、令和3年度に知夫村初となる知夫村地域福祉計画と知夫村地域福祉活動計画を官民協働で策定しました。「地域(みんな)で支えあう暮らしづくり」を基本理念として【活動参加促進】【人と人をつなぐ場所づくり】【安心して暮らせるしくみづくり】を3本の柱としました。

村内7地区の健康づくり交流事業を核にして、小さいコミュニティだからこそ可能な人と人の密接なつながりを最大限に生かし、Uターン者をも巻き込んだ福祉の村づくりを今後も呼びかけていきます。



ほうびき

「地域福祉活動の推進と 相談支援体制の強化」

隠岐の島町
社会福祉協議会

地域福祉活動計画では、基本理念である「みんなが支えあう あたたかいまちづくり」と、「住みよい地域づくり」「暮らしの安心づくり」「支えあいの基盤づくり」「地域福祉推進体制の強化」の四つの基本目標を掲げました。

地域福祉活動の推進の取り組みについては、地域のつながりの再構築に向けて、町内に91ヶ所ある自治会区を基盤とした地域活動支援を中心に展開し、地域に向いての地域福祉サポーター研修や地域福祉推進フォーラム等を開催することにより地域福祉を進める人材育成を図りながら、サロン活動や見守り活動等の立ち上げ・運営支援や、自主防災組織の組織化支援等、住民主体の活動への幅広い支援を行いました。また平成29年度からは、生活支援コーディネーター業務を受託し、町内の圏域ごとの地域資源をまとめた「暮らしのべり帳」を作成・配布すると共に、コロナ禍においても地域のつながりを維持するため、「地域活動のてびき」や、感染予防に工夫しながら各地域で実施されている活動の情報を提供する「自治会区向けお知らせ便」を発行しました。

相談支援体制の強化については、平成27年度に「あんしんセンター」を新たに設置して、専門性の高い個別支援の推進を図りました。日常生活上のあらゆる相談を受け付け、自立相談支援事業を基盤として相談者に寄り添いながら課題解決に向けて支援を行いました。また、おき後見ネットワークの事務局業務を担い、成年後見制度の利用推進を図ると共に法人後見受任体制を整備して、町内における権利擁護の推進においても大きな役割を担っています。

さらに平成30年度からは、町と連携しながら新たに「シルバー人材センター」を設立・運営するなど、福祉のまちづくりに向けた新たな取り組みにも挑戦しています。



サロンのつどい

県内20社協合同ウェブサイトの紹介



もっともっと活動を知ってもらいたい!という思いで、
県内合同のウェブサイトを作りました。
ぜひ、あなたのそばにある社協の活動をウェブサイトからのぞいてみてください。

しまねの社協がそこにある!
~あなたに身近な島根の社協活動情報発信サイト~

【URL】 <https://www.shimasoko.jp/>

こんな記事を掲載しています /

- 地域と矯正施設をつなげる ~つながるプロジェクト~
- 住民運営通いの場 「こけないからだ体操」
- 中学生と高齢者の新しい交流のカ・タ・チ

★ 随時更新中 ★



ぼくといっしょに
「社協」の活動を
知ってこう!



ふくっち

好奇心旺盛な性格で、みんなが豊かに、幸せに暮らせるようにいつも考えている心優しい「おたす犬」です。豊かなまちづくりのために「社協」のことを発信していきます!

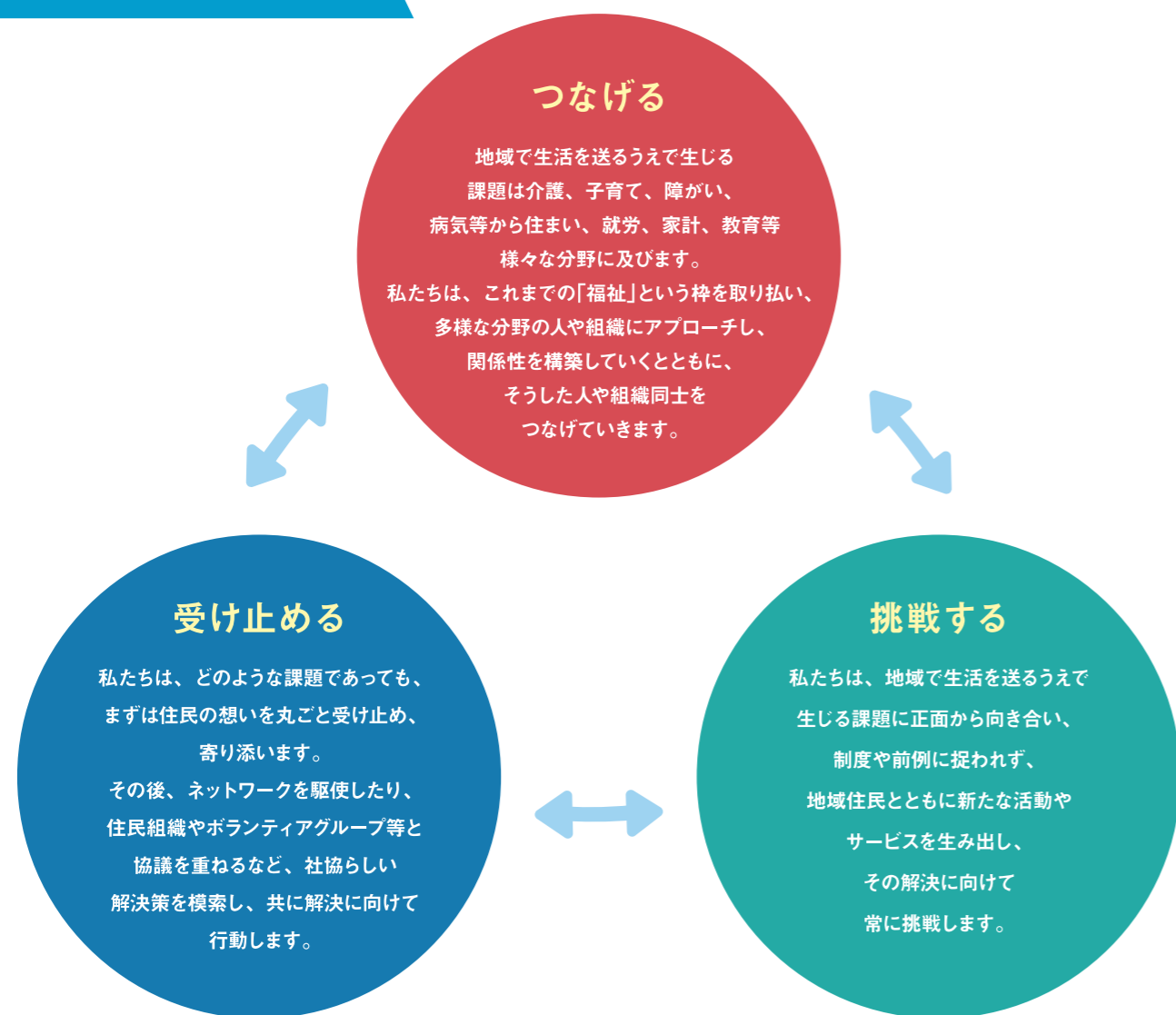
オールしまね社協 「社協ブランド」の確立をめざして

県内の19市町村社協と県社協のオールしまね社協は「つなげる」「受け止める」「挑戦する」を行動方針とし、地域生活課題の解決や地域の持続・発展のための住民参加や地域連携の中核を担う地域福祉推進の専門機関です。

社協の社会的価値や認知度を高め、信頼を深めていくための「オールしまね社協ブランド」構築に向け、オールしまね社協ブランディング検討会を設置(令和元年度～令和3年度)して、協議を重ねてきました。

各社協に「ブランド推進員」を配置し、県民をはじめとした関係者への広報活動を強化するため、オールしまね社協で取り組んでいきます。

オールしまね社協 行動方針



社協・生活支援活動強化方針
「しまね版第2次アクションプラン」より

第4章

10年後に向かって

この10年小史は、常務理事を委員長とし、本会各部から選出した若手職員を編集委員とする「70周年記念10年小史編集委員会」によって企画や編集作業などをすすめてきました。

第4章では、編集委員が思い描く、県社協の「できたらいいなと思うこと」「10年後の県社協」など、次代の県社協を担う職員たちからのメッセージを紹介します。

編集委員会では、委員が日頃から県社協について考えていることや、未来のイメージを共有する話し合いをしました。第1章「島根県社協の10年」の最後にあるP22のふりかえりと第4章は、その時の記録を編集・再構成して作成しています。



県社協でできたらいいなと思うこと



ここ数年の社会の変化はめまぐるしく、人々の価値観も本当に多様化しているなと感じています。特に、ツイッターやInstagramなどのSNSの発達で、情報の入手経路がとてつもなく広がり、様々な課題やそれに対する答えが見つけやすくなったり、こんなことに悩んでいるということがその人の言葉で伝えやすくなりました。今は、興味・関心・趣味・文化も本当に多様で、身近な人でも共通の話題を見つけることが難しくなったなあと感じています。

こうした状況を前向きに捉えると、今まで声を発することができず、聞くことができなかった層の声を聞いて、反映するといったことがしやすくなったということではないかとも思います。そうした声に向き合い、「『あなた』に興味を持っている、支援をしたい」という視点を大事にして、関わる人に対して誠実な仕事をしていきたいと思っています。

県社協の仕事は、市町村社協とは範囲が異なり、県民を主なターゲットとしていて、団体や個人を対象に様々な事業を行っています。「広く県民」という表現は曖昧な部分があり、誰にでも一応あてはまるが、誰にとっても大して響かない、そんな事業展開になってしまう可能性もあると思います。そうならないように、対象とする人はどんな存在なのかをしっかりと描き、他の誰でもない「あなた」に寄り添うという姿勢を職員として大事にしたいです。

対象は広くとも常に「個」としての県民を意識し、一人一人にスポットライトをあてる視点を持ち、数だけではなく質も大事にしたいです。その中で、「県社協と関わって良かった」という人を増やせる、そんな仕事をしていきたいと思っています。



地域生活定着支援センター*の対象者は、身寄りがなく社会からの繋がりが途切れた人がほとんどです。それなのに、福祉制度も社会保障制度も「家族ありき」になっていて、問題があるならば「家族で解決」ということが人々の意識の根底にもあるように感じます。結局身寄りのない人はどこかではじかれてしまい、必要な支援にも辿り着けないし繋がることができません。

とても難しい課題ですが、これからはどんな人にも当てはまる話だと思います。今は問題なく生活している人でも、同じ課題をもつ可能性があります。一方で、例えば子ども食堂の取り組みは、以前の「子どもは家族がみるもの」というところから変化して、「地域で子どもをみていこう」ということで生まれたものです。これから先の10年は、人々の意識を変えていく活動に焦点をあて、そこで把握した課題の解決に向けて、行政や国へ働きかけていくことが必要だと感じます。

*島根県地域生活定着支援センター…罪を犯した高齢者・障がい者で、釈放後に自立した生活を営むことが困難な方に対して、保護観察所等と協働して釈放後すぐに福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。島根県が設置し、本会が事業委託を受けて運営しています。



「新たなくにびき学園」がはじまって2年になります。以前あった園芸科や陶芸科が良かったという声を聞くこともありますが、今のカリキュラムの方が時代にも自分にも合うという人が多く、学園生から「ITの勉強をしてはどうか」といった提案が挙がることもあり、時代の変化を感じます。学園生の年齢は、50代後半から80代と親子世代ほど離れています。皆が同じ方向を向くというのは難しく、積極的に動く人がいる一方で、誰かに引っ張ってもらう方が良いという人も居ます。お互いの意見を聞き、共感していく姿勢を意識すること、「個」に対象を絞りながら、「グループ」に繋げるコーディネートすることも必要です。

人口減少・高齢化が進んだとしても、学園生のように元気な方は地域にたくさん居られます。今後、定年後に仕事を続ける人は増えると思いますが、例えば週5日のうち3日働いて、2日は地域で活動をするというスタイルも出てくるかもしれません。そういう動きを捉えながら、学園生が支援が必要なおとこに出かけて活躍するような、そんな活動を地域に広めていけたらいいなと思います。



制度や補助金ではまかなえない、こぼれてしまった人々を支援するために、社協は意義のある仕事をしていると思います。それらの事業を実施するには、地域の皆さんの協力が不可欠です。たまに電話で「自治会で強制で集められるが、会費を払いたくない。なぜ払わなければならないのか。」と言われることがあります。強制をするものではなく、地域の中で様々な形で活用されていると説明をしますが、「自分は福祉の制度を使っていないから、関係ありません。」と言い切られること

もあります。地域の福祉のために必要であることを伝えたいのですが、理解を得るような説明をすることがとても難しいです。私たちは、皆さんから頂いている会費をどのような事業に活用しているのかを説明する責任があります。地域にある課題とともに、お互いに支え合うことを目的とした社協が実施している事業について、しっかり自分の言葉で伝えることができるようにしていきたいです。



10年後の県社協

～どんな仕事をしていますか～



世の中の動きや島根全体を見て、現状や課題を把握・分析したり、解決に向けた提案をしたり、それぞれの活動の意義を伝えていく役割が県社協にはあります。重要なのは、理解を得て「一緒にやっていきましょう」ということに繋げることです。そのために私たちは、そういう視点や意識を持って、学びと挑戦をし続けていかなければならないと思います。「一緒に活動すると面白い」「いい提案・動きをしてくれる」と思ってもらえるような組織になることを目指していきたいです。

市町村社協や施設・団体との結びつきを強めることはもちろん、今後は企業との連携についてももっと考えていく必要があると思います。それぞれが得意とするところを活用したり、社会貢献という側面とコラボする事業展開を考えたり、従業員の方がプライベートで地域で活躍することに繋がる可能性もあるかもしれません。

それから「子ども」と繋がることもすごく大事なことです。生活をする様々な場面で、福祉に抱くイメージが偏っているなど感じることもよくあります。福祉は自分に関係ないものではなく、身近なものだということを子ども達に伝えていけるように、今後も福祉教育には力を入れたいです。そのためには、仕事をする上でもお互いを尊重したり理解したりすることが大切になってきます。10年、20年後、ふくしマインドを持った人が島根にどんどん増えていたら素敵だなと思います。

記念誌を作りながら、組織としての取り組みの意味や目指す方向性を感じ取りました。いいところをしっかり引き継いで、職員のチームワークや関係機関とのパートナーシップを強化しながら、10年後も時代やニーズに合わせた挑戦をしていると思います。80周年記念誌にも、そんな歩みが見えたら嬉しいです。



社会の流れやニーズに沿った事業を実施していることが大切だと考えます。「国や県から補助金が出ないということは、やる必要のない事業だからやめてしまえばいい。」と言われることもありますが、制度化されることや補助金が出るのを待たず、地域の課題やニーズに対していち早く解決に向けて動くことができるのが社協です。そうは言っても社協だけで解決できるものではなく、地域住民や関係機関と一緒に取り組むことが必要です。そんな時、社協と一緒にやらせてもらいたいような組織でありたいです。

また、会費を活用した事業について説明をした際、「自分が関係するものには使われていないから、お金は出たくない。」と言われることもありました。今は自分が関係していなくても、いつ困りごとを抱えて助けを必要とするようになるかはわかりません。10年後はさらに人口減少が進み、地域における住民一人ひとりに求められる役割が今より大きくなっていると想像します。お金に限らず、地域でお互いに支え合って暮らすために、一人ひとりができることはたくさんあると思います。例えば、年を重ねて一人暮らしになったとき、近所の方が時々家を訪ねてくれると嬉しいだろうな、とまずは自分に置き換えて考えて、そこから現在困っている方へも目を向けてもらえるような地域になっていると嬉しいです。そのために県社協は、子ども食堂などのお互いに支え合う仕組みづくりやその支援のほか、福祉を身近に捉えてもらえるような広報活動をしていく必要があると思っています。

～県社協の活動を広めるためのアイデアは？～



老若男女に響く一番強い広報手段は、個人的には口コミだと思っています。くにびき学園生は、「新聞」で募集を知った方が多い中、知人や家族からの口コミが入学のきっかけという人もいます。自身も福祉人材センターを利用していましたが、それは大学の先生から「福祉のことなら人材センターのサイトを見たらいいよ。」と言われたのがきっかけです。「信頼できる先生が言うならば」と思いました。親しい人や信頼している人の影響力はとても大きいです。県社協の広報対象は幅が広いので、誰かの口コミというのはなかなか難しいかもしれません。県社協が関係する活動に関わる人や、県社協の取り組みに理解・共感してくれた人たちが、どこかで広めてくれたということに繋がったらいなと思います。

コロナ禍では仕事ができなくなって経済的に困窮したり、生活福祉資金を申請することになったり、いつ誰がどういふ状況に陥るかは本当にわからなくなりました。災害もですが、親が居なくなる、仕事なくなる、怪我や病気で働けないなど、自分もいつ支援を必要とする人になるかはわかりません。社協の認知度はまだ十分ではありませんが、困りごとが出てきたときに、「とりあえず社協に相談してみよう」というよう存在になれたら嬉しいです。



PRに特効薬はなく、あらゆることを打ってはじめて響くのかなと考えます。今のPR方法だけでなく、インフルエンサーマーケティング※も新たな手法として出てきました。例えば「しまねっこ」とか、人気のユーチューバーとか、発信力のある人の協力を得る方法など、新しく考えてみるのも良いと思います。

それから「誰に」「何を」伝えたいのか、その誰は「どこで」見るのかについて考える視点が重要だと思っています。高齢者ならば新聞かもしれないし、支援が必要な人ならば行政窓口や制度案内窓口などかもしれません。

※インフルエンサーマーケティング…SNSで多くのファンを持ち、発信力や影響力の高い存在に、商品やサービスを宣伝してもらい、消費者の行動に影響を与えるマーケティング手法のこと。



自分たちも以前は県社協をよく知らなかったように、県社協のことを詳しくは知らない人がほとんどだと思います。地域福祉に関連する分野でも、多様な事業者の参加が増えることも考えられます。「これは県社協ではなくても良い」とか「誰がやっても同じだろう」と思われることがないよう、他とは違うところを良い意味で差別化していく必要があります。そのためには、今取り組んでいるオールしまね社協ブランディングの取り組みや、県社協全体でのPR活動を継続していくことが大事だと思います。

若手の話を聞いてみて



総務企画部・企画幹
(前事務局長)

若手職員の皆さんが県社協の仕事に夢を持っていること、とても頼もしいと感じました。本会の長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」は狭義の福祉にとらわれず、地域生活課題の解決を独自の新しいアイデアとしくみで図っていくことを目指しています。国の福祉施策の基本コンセプト「地域共生社会の実現」は住民や多様な主体が参画し、連携・協働しながらつくっていく地域社会を指しており、このふたつが志向するものは全く同じです。そして、その実現にあたって私たちは「地域づくりとしてのふくし」をいかに進めていくかがミッションです。

今後も島根県は人口減少や少子高齢化が進進し地域も縮小していくことが避けられない中で、地域を持続させていくためには、地域内の社会資源(行政、住民、法人・企業、各種NPOなど)が連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。そして、これらをコーディネートしていく組織としての社協への期待はますます高まっていくことは間違いありません。

これからの県社協の役割を考えると、それぞれの地域性等に応じた「ふくし」を地域の関係者と一緒になって考え、一緒に取り組んでいくシンクタンク機能を強化していく必要があると思っています。若手職員のみなさんには、是非、日頃からアンテナを高めて様々な情報を収集しながら、広い視野を持って業務に取り組んでいただくことを期待しています。

みなさんの10年後を想像してみてください。
どんな未来が見えますか？



以前ツイッターでも、同じようなやりとりを見ました。ある制度創設について、「こんな大事なことは民間にまかせず国が方針を出してしなければならない。なぜ国がしないんだ。」という意見に対して、「国の税金はあまねく色々な人たちからもらっているから、公平性のもと、皆が納得するような基準や条件のもと使わなくてはならない。国の動きだけでは限界がある。民間の動きだと、一見すると、本当に必要な？みたいな取り組みにも使え、より先進的な事業にも使うことができる。」といった趣旨の意見がありました。

県社協では様々なアンケートを行う機会があります。その中からしっかりと声を拾える感性を持つべきだし、社協としてクラウドファンディング※に取り組むことも考えたいかもしれません。

県社協の取組をPRする前に、しっかりと県民のニーズに答えているという実感、どこに出しても、恥ずかしくない仕事をしているという思いを感じることでできる組織にならなければならないと思っています。

※クラウドファンディング…インターネットを介して、不特定多数の支援者・賛同者から資金を集めること。



今ある事業は、これまで漠然と県社協がやるものだろうと思っていました。地域生活定着支援センターの対象者の中には、帰る場所がなく、施設に入りたくても受け入れ先がないということがよくあります。それなら事業所や施設を持つ団体が定着センターを担う方が居場所を作れるのではないかと思います。しかし、住まいだけあればよいということではないと思います。ただ福祉の制度に繋がれば良いのではなく、その人が心休める場所、ここに居ていいと思えるような場所が必要なのだと今は感じています。

また、一言で枠にはめられない課題が、地域で暮らしている住民にはたくさんあると思います。枠にはまらない課題を抱える人とつながることで課題を明確にし、そうした人たちの生きがいについて考えることが、もっと必要だと感じます。今後、高齢者の集いの場だけではなく、同じ課題を抱えた人たちの集いの場といった取り組みが、県社協にもあったら良いなと思います。



10年後の社協に何が求められるかは、なぜ社協があるかということに繋がります。住民に近い市町村社協は、困っている人や地域にある課題を見つけることが多いと思います。複合的な課題やヤングケアラーといった新しい問題に触れ、関わる中でそれまで見えなかったものが出てくることもあると思います。行政が動いた方がいいことや、やらなければならないこともあります。行政の対応が難しい時でも、それらの課題に焦点をあてて支援をするのが社協の役割です。

課題が表に出てくれば行政を動かしていくことに繋げることができるので、市町村社協の活動支援することで、それぞれの抱える課題の解決のための初動の助けになれたらいいなと思っています。



10年後は、全ての業界で淘汰が起こっていると思います。県社協もまずは絶対残ると自負できる仕事をしていかなければなりません。自分の子どもが大きくなった時に「社協に入りたい」と言っても「ぜひ入りなさい」と、言える仕事がしたいです。日々の仕事のスタンスでは、自分の子どもに恥じない姿勢でいきたいと思っています。会話1つとっても、誠実さというのはとても大事なことで感じます。

ステークホルダー※である市町村社協や事業所・施設という枠組みで個別支援をしている現場の人と、県社協とは立場は違いますが、その違いは意識しつつ、個別支援に取り組む人がしっかりと成果をあげられるようなことを考えていきたいです。一人も取り残さない、心を追い詰められている人があれば何とか引っ張ってあげたい、その動きを強化する仕事をしていかなければならないと感じています。

以前、「県社協は調整する役割もある。全てを解決する必要はなく、自分たちの知見で支援できるという自負があればもちろんすれば良いが、ここ(県社協)よりも違うところに繋がった方がうまくいく時はそこに繋げる。得意な人をきちんと知っておかなければならない。」という話を聞きました。地域の色々な資源…様々な人や支援団体、民間企業などと仲良くして、それらをしっかりと理解していくということも大事なんだと改めて思いました。

10年後、具体的にどんな事業をしていけばいいかを考えるのは難しいけれど、「誰一人取りこぼさない」という概念は変わらないと思う。人口減少により、人的資源がない中では、取りこぼさないということであるともいえます。子どもも、高齢者も、障がい者も、みんなが最大限できる力を発揮しないと運営できない世の中になる。そのための環境作りをするのが県社協の役割なのかなと感じています。

※ステークホルダー…その企業や組織にとって、直接的または間接的に影響を受ける利害関係者のこと。具体的には住民(消費者)や企業、関係団体、地域社会、行政機関など。

総務企画部

総務経理係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人運営等 法人運営や庶務経理事務を行っています。 ■ 社会福祉施設職員等の退職共済事業 社会福祉法人施設職員等の退職手当金共済事業を実施しています。 ■ 民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業 民間社会福祉事業従事者の健康管理援助や祝金・見舞金などの事業を実施しています。 ■ 福祉図書のおっ旋 全国社会福祉協議会が発行する福祉関係図書を取り扱っています。 <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県社会福祉施設職員等共済会 ○ 島根県民間社会福祉事業従事者互助会 ○ ソウェルクラブ島根
企画スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画・調整等 部局間にまたがる事業等(中期経営計画の進行管理、社会福祉関係団体との連携による政策提言、広報・情報提供等)の総合的な企画と調整等を行っています。 ■ 広報啓発等 島根県社協通信の発行やホームページの運営、県民福祉大会の開催等の広報事業を通じて、県民の地域福祉活動への参加促進を図ります。 <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村社会福祉協議会会長会
石見支所	福祉人材センター石見分室、くにびき学園西部校業務を行っています。

地域福祉部

地域福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉の推進 住民参加による地域福祉活動の推進や市町村社会福祉協議会経営・事業の充実強化の支援などを行っています。 ■ ボランティア等社会参加活動の振興 ボランティア活動に関する広報啓発やボランティアコーディネーターの養成、福祉教育に関する事業を行っています。 ■ 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成 各種制度等において地域づくりをすすめるコーディネーター(生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)を養成しています。 ■ 災害時における福祉的支援活動の推進 災害ボランティアセンターの迅速かつ円滑な立ち上げや被災者支援活動の展開に向けて、運営に携わる人材養成や立ち上げ訓練を行っています。また、県内で災害が発生した場合には、被災地の社協に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの立ち上げをはじめとした福祉的支援活動を行います。 <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県民生児童委員協議会
長寿社会 振興係	<p>くにびき学園の運営や健康福祉祭の開催等を通じ、豊かな経験や知識・技術を活かしたシニア世代等の生きがいづくりや社会活動参加を進めるとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を行っています。また、県内老人クラブの活動支援、推進を行っています。</p> <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ くにびき学園 東部校/西部校 ○ (公財)島根県老人クラブ連合会
障がい者 福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい福祉の推進及び福祉団体の育成等 障がい者の自立生活や社会参加を促進する地域活動の充実強化の支援や、障がい者団体の育成や、団体事務局の運営を行っています。 <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県障害者社会参加推進センター ○ 島根県身体障害者団体連合会 ○ (公財)島根県障害者スポーツ協会 ○ 島根県心身障害児(者)親の会連合会 ○ 島根県手をつなぐ育成会 ○ 島根県知的障害者施設保護者会連合会 ○ しまね東部知的障害者施設利用者互助会 ○ しまね西部知的障害者施設利用者互助会

生活支援部

生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活自立支援事業 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自分の判断能力に不安のある方を対象として、(1)福祉サービス利用の援助 (2)日常的な金銭の管理 (3)重要書類などの預かり (4)定期的な訪問による状態の把握などのサービスを、市町村社協と連携して行っています。 ■ 島根県地域生活定着支援センターの運営 高齢又は障がいにより福祉の支援を必要とする矯正施設退所者が、地域の中で安心して暮らせるよう福祉的な支援を行っています。
福祉資金係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活福祉資金の貸付 所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、民生委員や社会福祉協議会が協力して資金の貸付と必要な相談支援を行っています。 ■ 障がい児等療養に係る滞り資金の貸付 県内の医療機関では治療困難なため、やむを得ず県外の医療機関に入院せざるを得ない身体に障がいのある児童を有する家庭の一時的な経済的負担増大を抑制するとともに、その児童の療養環境の整備を図ることを目的として、付添者の滞り等に必要な資金の貸付を行っています。 ■ ひとり親家庭や児童養護施設退所者等の自立支援のための貸付 ひとり親家庭や児童養護施設退所者等の自立を支援することを目的として、一定の条件を満たすことにより返還が免除される貸付事業を行っています。 ■ 介護人材及び保育人材確保のための修学資金等の貸付 介護人材及び保育人材の確保や定着を推進することを目的として、一定の条件を満たすことにより返還が免除される貸付事業を行っています。

法人支援部(島根県福祉人材センター)

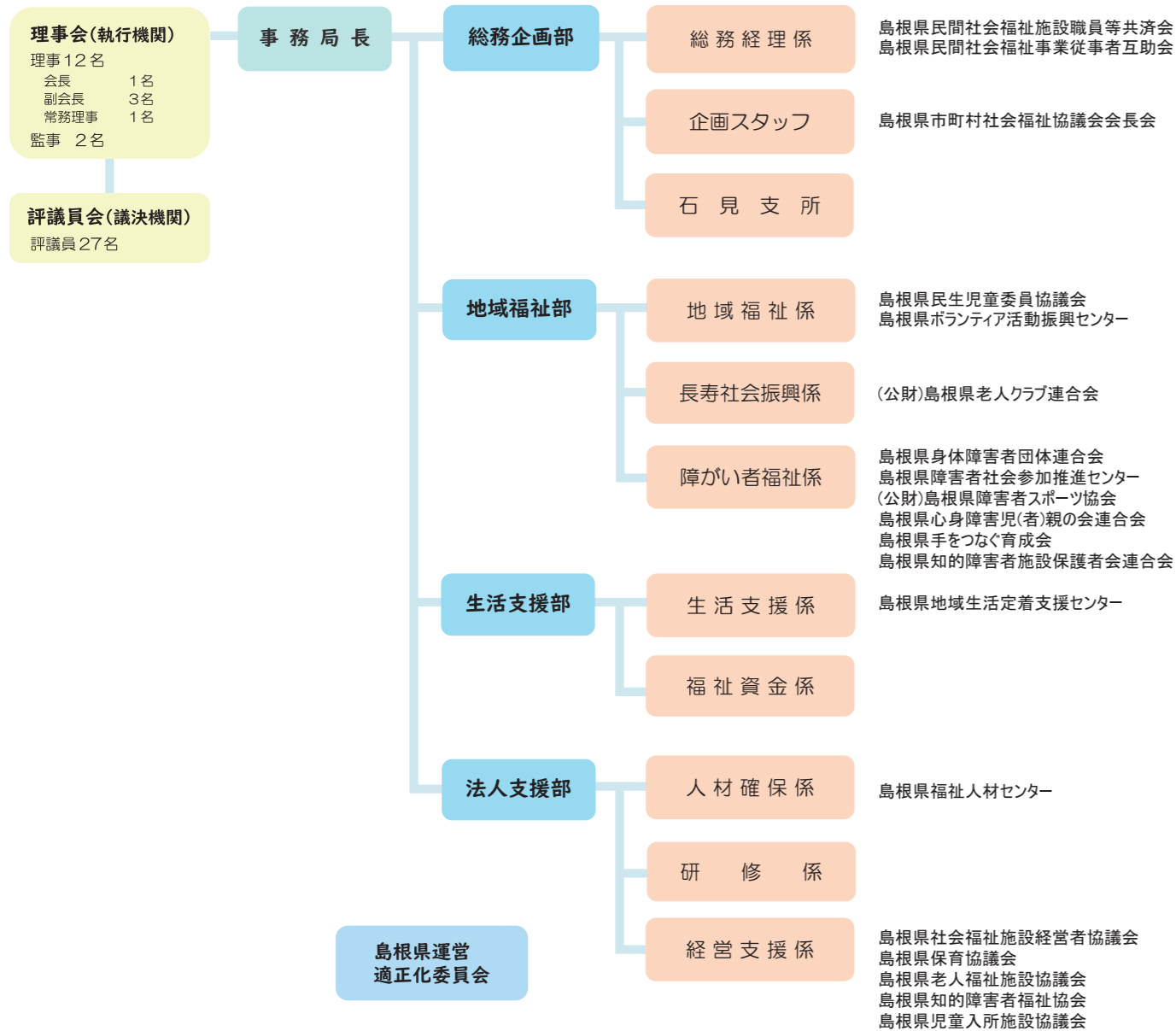
人材確保係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉人材センターの運営 「職員を採用したい」福祉サービス実施機関と「福祉分野に就職したい」求職者とのあっ旋や就職相談、情報提供等の事業を実施しています。
研修係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉サービス従事者研修の企画・実施 福祉サービス従事者を対象に、専門職として必要な知識や技術の習得、人材育成等を目的とする研修を企画・実施しています。
経営支援係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉施設経営指導事業 社会福祉法人や社会福祉施設・事業所の経営に関する相談や専門的指導・援助を行っています。 ■ しまね災害福祉広域支援ネットワークの運営 大規模な災害が発生した際に避難所等で相談・支援や介護・介助にあたる災害派遣福祉チーム「しまねDWAT」の本部事務局を運営しています。 <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県老人福祉施設協議会 ○ 島根県社会福祉法人経営者協議会 ○ 島根県保育協議会 ○ 島根県知的障害者福祉協会 ○ 島根県児童入所施設協議会

島根県運営適正化委員会

運営適正化 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉サービスを利用される方の苦情解決 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決します。
--------------	---

島根県社会福祉協議会事務局組織図（令和4年4月1日現在）

（事務局）



編集後記

記念誌作成にあたりご協力いただいた皆さま、そしてお読みいただいた皆さまに心から感謝申し上げます。40周年以降10年の節目ごとに発刊している10年小史ですが、今回は初めて若手職員による編集でした。設立時からの時代背景や先人の方々に思いを馳せ、「10年を振り返り、未来への想いを込めた記念誌にしよう」という目標を掲げ、5月のプロジェクト結成から何度も話し合いながら編集をすすめました。

私たちが入職前に島根県社協をよく知らなかったように、多くの人はその存在や活動の詳細を知らないと思います。子どもからおとなまで、まずは「手に取ってみよう」と思えるポップなデザインの記念誌にすること、内容をわかりやすく伝える工夫をすることを心がけました。この記念誌をきっかけに、島根県社協を身近に感じていただけたら嬉しいです。

私たちは、記念誌作成を通じて、県社協で行ってきた取り組みへの諸先輩方の想いを知り、その意志を引き継ぎながら未来に向けてしっかり歩むことを改めて決意しました。島根のふくしの発展を願い、みなさまとともに歩んでまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

令和4年12月

島根県社会福祉協議会 70周年記念 10年小史



	常務理事	平岡 昇
総務企画部総務経理係	主 事	伊藤 友香
総務企画部企画スタッフ	主任主事	中川 由紀
地域福祉部長寿社会振興係	主 事	村上 兼悟
生活支援部生活支援係	主任主事	鎌瀬 亜好
法人支援部人材確保係	主 任	福田充奈香

島根県社会福祉協議会 70周年記念10年小史

令和4年12月 発行

編集・発行 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
〒690-0011
島根県松江市東津田町 1741-3



印刷 明和印刷有限公司



島根県社会福祉協議会



人・そだて 人・ともに 人・くらす
ま ち
わが島根づくり

